

銀証ファイアーウォール規制の見直し（令和4年4月22日パブコメ回答反映版）

令和4年4月22日に「金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（令和4年内閣府令第35号）が公布されました。

同日に金融庁は、「[「金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について](#)」を公表しました。同公表における「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、パブリックコメントに対する金融庁の回答が示されています（以下各パブコメ番号のことを「PCO」といいます。）。

これは、令和3年（2021年）12月24日に金融庁から公表されたパブリックコメント「[「金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について](#)」（令和4年（2022年1月24日意見募集締切）に対するパブリックコメント回答です。

本改正は公布後直ちには施行されず、証券会社等の準備期間のために、**令和4年6月22日**から施行されます。

同改正は、令和3年6月30日になされた[外国会社である顧客についての銀証ファイアーウォール規制から適用除外](#)に続き、上場企業等である顧客へのオプトアウト制度の緩和や「電磁的方法による同意」の導入がなされます。

なお、利益相反管理体制に関する監督指針の改正もありますが、本ニュースレターでは銀証ファイアーウォール規制見直しに絞って解説いたします。

執筆者：渡邊雅之

* 本ニュースレターに関するご相談などがありましたら、下記にご連絡ください。

弁護士法人三宅法律事務所

弁護士渡邊雅之

TEL 03-5288-1021

FAX 03-5288-1025

Email m-watanabe@miyake.gr.jp

第1. 上場企業等へのオプトアウト制度の見直し

1. オプトアウト制度の概要と課題

「オプトアウト」とは、法人顧客の非公開情報については、有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者（以下「証券会社等」という。）またはその親法人等・子法人等が、法人顧客に対して、当該法人顧客の非公開情報の当該親法人等・子法人等または証券会社等への提供の停止を求める機会を適切に提供している場合は、当該法人顧客が停止を求めるまでは、当該非公開情報の提供について当該法人顧客が書面による同意をしているものとみなす制度である（金商業等府令153条2項）。

平成21年（2009年）6月1日に施行された改正によって設けられた制度である。

オプトアウト制度については、以下のような課題があり、見直すことが喫緊の課題とされている（「金融審議会市場制度ワーキング・グループ第二次報告—コロナ後を見据えた 魅力ある資本市場 の構築に向けて」¹（2021年6月18日、以下、「金融審報告書」という。）14頁参照。

- ・ オプトアウトについては、監督指針において手続の詳細が定められているが、顧客に対する説明事項が多い等、負担や利便性の観点からオプトインと大差がない等の理由から、銀行・証券会社双方において必ずしも積極的に活用されていない。
- ・ 欧米にはない情報共有の禁止規定が過剰な規制と認識され、日本の国際金融センターとしての魅力向上にとって阻害要因の1つとなっている。²
- ・ 顧客に対する総合的な金融サービスの提案・提供を阻害しているほか、顧客・金融機関の双方にとって、手続・管理面の負担が大きい。

もっとも、ファイアーウォール規制（情報授受規制）において、法人と個人の区別だけでなく、法人においても大企業とその他の中堅・中小企業とは区別する必要があるとの意見もあり、「上場企業（グループ）等」のみを限定として見直しが行われることになった。

2. 改正の内容

(1) 概要

現行のオプトアウト制度においては、オプトアウトについて情報提供しなければならない事項を契約締結時の書面等によりあらかじめ「オプトアウトの機会の通知」をするとともに、「店舗での掲示・閲覧やホームページに常時掲載」することが求められる。

（金商業等府令153条2項、金商業者等監督指針IV-3-1-4（1））

改正後はこの手続に加えて、「上場企業（グループ）等」に限り、「オプトアウトの機会の通知」は必要なく、「店舗での常時掲示及びホームページへの常時掲載」を行えば

¹ https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20210618.html

² 外国法人に対するファイアーウォール規制の適用は令和3年（2021年）6月30日の金商業等府令の改正（「金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（令和3年内閣府令第45号）により撤廃されている。

足りることになる。これにより、証券会社等及びその親法人等・子法人等は、**上場企業等のオプトアウト(当該非公開情報の当該親法人等若しくは子法人等又は当該証券会社等への提供を停止すること)の求めがあるまでは事前の同意なく、その非公開情報を共有(提供・受領)することができるようになる。**(金商業等府令 153 条 1 項ト、金商業者等監督指針Ⅳ-3-1-4 (2))

なお、従前からのオプトアウト制度(金商業等府令 153 条 2 項)もそのまま規定は維持されるので、「上場企業等」以外にはこの規定を使ってオプトアウトをすることができる。

すなわち、例えば、改正前にオプトインした顧客、オプトアウトしなかったため情報共有が認められている顧客など、従前からの適用除外は全く影響を受けない。したがって、上場企業等に該当しない顧客は、従前どおりの方法に従っての情報共有になる。また上場企業等に対してあえてオプトインを取りに行くという対応をしてもよい。(PC28)

(2) 新たなオプトアウト制度が適用される「上場企業等」

新たなオプトアウト制度が適用される「上場企業等」は、発行者等(発行者及び顧客等)が以下の①から④のいずれかに該当する場合に限られる(金商業等府令 123 条 1 項 18 号ト(1)~(4))。

- ①「上場会社等」及びその「子会社等」
- ②「上場しようとする株式会社(「(金融商品取引所がその業務規程に定める有価証券の)上場に関する基準に適合するために必要な助言を受けることを内容とする契約」又は「金商法 193 条の 2 の規定に準じて公認会計士若しくは監査法人の監査を受けることを内容とする契約」のいずれかの契約を締結しているものに限る。)」及びその「子会社等」
- ③「有価証券報告書提出会社」及びその「子会社等」
- ④「適格機関投資家(保有有価証券残高が 10 億円以上であることから金融庁長官に届出をして適格機関投資家となった者を除く。)」及びその「子会社等」

ア. 「上場会社等」及びその「子会社等」(①)(金商業等府令 123 条 1 項 18 号ト(1))

「上場会社等」とは、金商法 2 条 1 項 5 号(社債券)、7 号(優先出資証券)、9 号(株券又は新株予約権証券)又は①号(投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券又は外国投資証券)に掲げる有価証券で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当する有価証券の発行者等をいう(金商法 163 条 1 項、同法施行令 27 条の 2)。

「子会社等」とは、「親会社等」によりその財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。)を支

配されている他の会社等をいう。この場合において、親会社等及び子会社等又は子会社等が他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等は、その親会社等の子会社等とみなされる。(金商業等府令 16 条の 5 の 2 第 1 号、金商法施行令 15 条の 16 第 3 項)。

金融機関が顧客の「子会社等」への該当性を判断する際には、顧客の申告に基づいて適切に判断すれば、金融機関において一律にこれを挙証する登記簿謄本や契約書等の内容を確認することまで求められるものではない。(PC1)

「親会社等」とは、他の会社等(会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。))の意思決定機関を支配している会社等として以下に該当するものをいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。(金商法施行令 15 条の 16 第 3 項、金商業等府令 33 条)

- ① **他の会社等**(破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた他の会社等その他これらに準ずる他の会社等であって、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。)の議決権の過半数を自己の計算において保有している会社等
- ② **他の会社等の議決権の 100 分の 40 以上、100 分の 50 以下を自己の計算において保有している会社等**であって、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの
 - イ 当該会社等が自己の計算において保有している議決権と当該会社等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が保有している議決権とを合わせて、当該他の会社等の議決権の過半数を占めていること。
 - ロ 当該会社等の役員若しくは使用人である者又はこれらであった者であって当該会社等が当該他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。
 - ハ 当該会社等と当該他の会社等との間に当該他の会社等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。
 - ニ 当該他の会社等の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。)の総額の過半について当該会社等が融資(債務の保証及び担保の提供を含む。)を行っていること(当該会社等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。)
 - ホ その他当該会社等が当該他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。

イ.「上場しようとする株式会社（「(金融商品取引所がその業務規程に定める有価証券の)上場に関する基準に適合するために必要な助言を受けることを内容とする契約」又は「金商法 193 条の 2 の規定に準じて公認会計士若しくは監査法人の監査を受けることを内容とする契約」のいずれかの契約を締結しているものに限る。）」及びその「子会社等」(②) (金商業等府令 123 条 1 項 18 号ト (2))

「(金融商品取引所がその業務規程に定める有価証券の)上場に関する基準に適合するために必要な助言を受けることを内容とする契約」又は「金商法 193 条の 2 の規定に準じて公認会計士若しくは監査法人の監査を受けることを内容とする契約」の締結の有無は、顧客からの申告に基づいて適切に判断すれば、金融機関においてそれを挙証する契約書の内容の確認まで一律に求められるものではない (PC2)。

上場企業等のうち上記②の「上場しようとする株式会社」に該当するかどうかは必ずしも公表されている情報のみでは判断できないため、上場しようとする株式会社に係る非公開情報の授受を行うにあたっては、その該当性について適切な確認(過去に該当していたものが引き続き該当しているか否かの確認を含む。)を要することに留意するとともに、これ以外の上場企業等も含め、その該当性に変更があったことを認知した場合は可能な限り速やかに、かつ適切に対応することが求められる。(金商業者等監督指針Ⅳ-3-1-4 (2) (注))

「適切な確認の方法」としては、日常的なコミュニケーションを通じて確認することや、それに加えて期間を定めて定期的に確認すること等が考えられる (PC3)。

ウ.「有価証券報告書提出会社」及びその「子会社等」(③) (金商業等府令 123 条 1 項 18 号ト (3))

上記③の有価証券報告書を提出している者についても、法令遵守の確保のため、その該当性について適切な確認を行うことが求められる (PC4)。

エ.「適格機関投資家 (保有有価証券残高が 10 億円以上であることから金融庁長官に届出をして適格機関投資家となった者を除く。）」及びその「子会社等」(④) (金商業等府令 123 条 1 項 18 号ト (4))

上記④は、適格機関投資家のうち、事業法人及び個人に該当する可能性が高い類型として一定の者を除き、その子会社等とあわせて、これらの者の非公開情報等を今回の改正による新たなオプトアウト制度の対象とするものである (PC6)。

オ. 上記①から④ (金商業等府令 123 条 1 項 18 号ト (1) ~ (4)) のいずれにも該当しなくなった場合 (例えば、上場会社であった顧客が非上場化した場合)

(ア) 上記①から④ (金商業等府令 123 条 1 項 18 号ト (1) ~ (4)) に該当しなくな

った事実を容易に知ることができない場合

例えば、上場会社が上場廃止になる場合はその事実は比較的容易に認識することはできるが、それ以外のケース（例 有価証券報告書提出会社とその提出が不要となったため上場企業等に該当しなくなる場合等）では金融商品取引業者にとってそのような事実を知ることが必ずしも容易ではない。

上場企業等の該当性に変更があったことについて必ずしも公表されている情報のみでは判断できない上場しようとする株式会社についてはその該当性の適切な確認が求められる旨明示されているが（金商業者等監督指針Ⅳ-3-1-4（2）（注））、上場会社、有価証券報告書を提出している者等、基本的に公表されている情報のみで判断が可能と考えられる上場企業等に係る非公開情報の授受に当たっても、法令遵守の確保のため、その該当性について適切な確認を行うことが当然に必要と考えられる。かかる対応が講じられている限りにおいて、仮に上場企業等の該当性に変更があった場合に、それを認知するまでの間は非公開情報の共有が継続すること自体はやむを得ないものと考えられる。（PC5）

（イ）顧客が上記①から④（金商業等府令 123 条 1 項 18 号ト（1）～（4））に該当しなくなった事実を認知してからオプトイン・オプトアウトの対応をするまでの期間

上場企業等の該当性に変更があったことを認知した場合で、引き続き当該顧客の情報を共有する場合は、改めて当該顧客の書面又は電磁的記録による同意や現行オプトアウト制度によるみなし同意を得る必要があり、可能な限り速やかに、かつ適切に対応することが求められる（金商業者等監督指針Ⅳ-3-1-4（2）（注））。（PC5）

（ウ）顧客が上記①から④（金商業等府令 123 条 1 項 18 号ト（1）～（4））に該当しなくなった後に、既に金商業者が親法人等・子法人等との間で共有済みの情報については引き続き利用すること

過去のパブリックコメント（平成 21 年 1 月 30 日付金商業者等監督指針改正案パブリックコメント回答³ 34 ページ項番 4）を踏まえ、上場企業等の該当性に変更があった以前に取得した情報については、適切な情報管理を前提として、引き続き保有可能であると考えられる。ただし、上場企業等の該当性に変更があった以前に親子法人等から取得した当該顧客に関する非公開情報を、当該変更があった後に、親子法人等に提供すること等は、改めて当該顧客の書面又は電磁的記録による同意や現行オプトアウト制度によるみなし同意を得ない限り、認められないものと考えられる。（PC5）

（3）情報提供しなければならない事項

新たなオプトアウト制度で上場企業等（上記（2）参照）に情報提供しなければならない事項は、以下のとおりである（金商業者等監督指針Ⅳ-3-1-4（2）①）。オプ

³ <https://www.fsa.go.jp/news/20/syouken/20090130-4.html>

トアウトする場合に取るべき手続きは上場企業等にとって容易に理解可能な内容でなければならない(同②)。

従前からのオプトアウト制度と情報提供しなければならない事項は変わらない。

- あらかじめ親子法人等との間で授受を行う非公開情報の範囲
- 非公開情報の授受を行う親子法人等の範囲
- 非公開情報の授受の方法
- 提供先における非公開情報の管理の方法
- 提供先における非公開情報の利用目的
- オプトアウトする場合に必要な手続き及び連絡先
- 親子法人等との間での非公開情報の授受を停止した場合における当該非公開情報の管理方法

(4) 情報提供の方法

上記(3)の情報提供しなければならない事項を「顧客(上場企業等)が容易に知り得る状態」に置かなければならない。(金商業等府令 153 条 1 項 8 号、金商業者等監督指針Ⅳ-3-1-4 (2) ①)。

「顧客等(上場企業等)が容易に知り得る状態」とは、上場企業等が知ろうと思えば、時間的にも、その手段においても、容易にこれを知ることができる状態をいい、例えば、上記(3)の事項について店舗での常時掲示及びホームページへの常時掲載を行っている場合等がこれに該当すると考えられる。

「上場企業等が容易に知り得る状態」とは、必ずしも「例えば」以下の場合に限らず、各金融機関において「上場企業等が知ろうと思えば、時間的にも、その手段においても、容易にこれを知ることができる状態」と合理的に判断される他の方法も認められる。また、例示として定められている「店舗での常時掲示及びホームページへの常時掲載を行っている場合等」との記載は、「店頭での常時掲示」と「ホームページへの常時掲載」を必ず同時に行うことを求める趣旨ではなく、「上場企業等が容易に知り得る状態」にある限りにおいてホームページへの常時掲載のみとすることも妨げられない。(PC13)

「店舗」とは、そこでの掲示によって上場企業等が知ろうと思えば、時間的にも、その手段においても、容易にこれを知ることができる状態に置くことが可能な場合か否かという点を踏まえて、実質的に判断されるべきものである。例えば、当該上場企業等の役職員が来訪することが合理的に予測される事務所の窓口等がこれに当たるものと考えられる。(PC14)

あらかじめ容易に知り得る状態に置かれていることを顧客に認識させる方法として、金融機関が顧客に対して個別に新オプトアウト制度に関してホームページに掲載等していることについての通知又は説明を行うことも許容され得るが、当該通知又は説明の内容や、個別事例ごとの実態に即して、オプトアウトするか否かを判断するために必要

な期間が適切に確保されていることが必要である。(PC9)

グループ金融機関で共通の取扱いとしている場合に、グループの持株会社のウェブサイトの詳細を掲載し、子会社である証券会社や登録金融機関のウェブサイトにおいて当該持株会社のウェブサイトへのリンクを掲載する取扱いも否定されないが、金商業者等監督指針Ⅳ-3-1-4(2)①に記載されているとおり、オプトアウトの方針や手続き等の必要な情報を、上場企業等が知ろうと思えば、時間的にも、その手段においても、容易にこれを知ることができる状態を確保していることが必要と考えられる。(PC15)

なお、金商業等府令153条1項8号の「あらかじめ、当該顧客が容易に知り得る状態に置いているとき(その求めがある場合を除く。)」の「(その求めがある場合を除く。)」は、上場企業等である発行者等からの情報共有の停止の求めを指している(PC17)。

(5) 待機期間

上場企業等が、そのオプトアウトに応じて非公開情報の提供が停止されることとなっている旨について、あらかじめ容易に知り得る状態に置かれてから、親子法人等との間で当該上場企業等に係る非公開情報の授受を開始するまでの間に、当該上場企業等がオプトアウトするか否かを判断するために必要な期間を確保しなければならない。(金商業者等監督指針Ⅳ-3-1-4(2)③)

待機期間については、「例えば1カ月程度」とすることが考えられる。(PC8、9)

なお、上場企業等は、各金商業者等のホームページ等を自ら確認し、オプトアウトに関する事項を把握する必要があるため、経過措置を設けず、改正金商業等府令の施行(令和4年6月22日)後、上場企業等がオプトアウトするか否かを判断するために必要な期間を確保することが適当であると考えられる(PC8)。

新たなオプトアウト制度においては、個々の上場企業等が、そのオプトアウトに応じて非公開情報等の提供が停止されることとなっている旨等の必要な情報について、あらかじめ容易に知り得る状態に置かれた時点を基準として、親子法人等との間で当該上場企業等に係る非公開情報等の授受を開始するまでの間に、当該上場企業等がオプトアウトするか否かを判断するために必要な期間を確保していることが必要である(PC11、12)。

新たに上場企業等に該当することとなった者については、新たに該当した時点で「あらかじめ容易に知り得る状態に置かれ」と考えられるので、当該時点を基準として、オプトアウトするか否かを判断するために必要な期間を確保する必要がある。(PC10)

(6) 内容の変更

上記(3)の各事項に変更があった場合は、**その都度店舗での常時掲示及びホームページへの常時掲載の内容を最新の情報に更新**する。(金商業者等監督指針Ⅳ-3-1-4(2)④)

従前からのオプトアウト制度では、「軽微な変更」については、その都度通知を行う

必要までではなく、例えば、最新の情報をホームページに常時掲載するとともに、その旨を法人顧客に適切に説明するなど、法人顧客が必要な情報を入手できるようにすれば足りるが、反対解釈として、「軽微でない変更」についてはその都度通知を行う必要があると考えられる。

(7) オプトアウトする場合に取るべき手続

「オプトアウトする場合に取るべき手続」は、書面での通知のほか、電子メールの送付やタブレット端末等を用いたウェブサイト上のフォームへの入力など、上場企業等の利便性を考慮しなければならない。(金商業者等監督指針Ⅳ-3-1-4(2)⑤)

(8) 一括オプトアウト手続

上場企業等の頂点に位置する会社が当該グループに属する企業全体を代表してオプトアウトすることを求めた場合、一括してオプトアウトに係る手続を行うといった各上場企業等の意向や負担への配慮の観点から適切な対応を講じなければならない。(同⑤)

ア. オプトアウトとオプトインの併存 (PC18)

(ア) 頂点企業の上場会社が改正前後を問わずオプトイン先である場合、当該頂点企業は新オプトアウトの対象外としつつ、その子会社等は新オプトアウトの対象とすることは可能である。

(イ) 頂点企業が非上場でも、傘下に上場企業がある場合は、当該傘下の上場企業とその子会社等が新オプトアウトの対象とすることは可能である。

(ウ) 親子上場している場合、上場子会社とその企業群についても、新オプトアウトの対象になり、上場親会社が一括停止を希望する場合には、当該上場子会社の企業群についても、金商業者等監督指針の内容に基づいた対応が求められる。

イ. グループ内外国法人の除外 (PC19)

頂点企業による一括オプトアウト時における当該頂点企業のグループ内外国法人の取扱いについては、そもそも外国法人に係る非公開情報は情報授受規制から除外されている(令和3年6月30日付公布・施行「[金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令](#)」)ことから、新オプトアウト制度上はオプトアウト行使の対象外となる。当該外国法人に係る非公開情報の共有の是非については、頂点企業や当該外法人自身の意思を踏まえて、金融機関において適切に対応することになる。

ウ. 過去に一括オプトアウトをした顧客に係る情報の提供の再開 (PC20)

上場企業等の頂点に位置する会社の求めに応じて、当該グループに属する企業について一括してオプトアウトに係る手続を実施した後、当該グループ企業の要望に基づいて改めて情報共有を可能な状態にするためには、改正前のオプトアウト制度に基づく手続の実施や事前同意の取得等については、当該グループ各企業の意向に加え

て、個別事例ごとの実態に即して、最終親会社等といった企業グループの頂点に位置する会社の意向や当該企業グループの情報管理態勢の実態について必要な確認を行うなど、顧客の意向や負担への配慮を踏まえた適切な対応とすることが必要と考えられる。

なお、下記（10）も参考。

エ. グループ一括のオプトイン手続（PC21）

今回の改正では、グループ一括でのオプトイン手続については特段定めを置いておらず、オプトイン手続によって情報共有を行う場合は、顧客ごとに同意を取得する必要がある。

（9）個別限定的なオプトアウト手続（PC23）

新たなオプトアウトにおいて、全ての非公開情報の授受についてのオプトアウトだけではなく、①非公開情報の共有を行う目的や②非公開情報の範囲等を限定した、個別限定的なオプトアウトの行使も、顧客の意思が明確に確認できる場合には実務上一律に否定されるものではない。

（10）過去にオプトアウトした顧客に係る情報の提供の再開（PC23、29）

情報共有の停止の求めがあった場合、その後の情報共有においては、情報共有に係る顧客の同意の意向が必要となる。

金商業等府令 153 条 1 項 7 号又では「（その求めがある場合を除く）」とあるが、仮に「その求め」（オプトアウトの行使）があった後、顧客の意向に基づくものであれば、改めて情報共有を可能な状態にするためには、①書面又は電磁的記録による同意（153 条 1 項 7 号イ）を取得すること、②法人顧客に対するオプトアウトの機会の提供（153 条 2 項）を行うこと、③当該撤回の意思を金融機関側で適切な方法で確認・記録する等して新オプトアウトにおける停止の求めがない状態に戻る（第 153 条第 1 項第 7 号又）ことのいずれの方法も可能である。

なお、今回の改正により、顧客の同意（オプトイン）は、書面だけでなく電磁丁記録によるものも許容される（PC29）。

（11）オプトインとオプトアウトの併存（PC24）

個別案件に限定したオプトインを得ている顧客については、当該顧客が上場企業（グループ）等であれば、個別オプトインの対象情報については、引き続き個別オプトインとして取り扱うこととしたうえで、同時に、顧客から特段の意思表示がなかった個別オプトイン以外の情報については新オプトアウトの対象とする（オプトアウトが行使されるまで情報共有が可能）ことが可能である。

※前提として、例えばホームページにおいて、個別オプトインの対象情報については、引き続き個別オプトインとして取り扱うこと、及び、非個別同意部分については新オプトアウトの対象であることを掲載しておくことにより、オプトアウトに応じて非公開情報の提供が停止されることとなっている旨、顧客側で容易に知り得る

状態となっていることを想定している。

(12) オプトアウト前に取得した非公開情報 (PC25)

新オプトアウト制度において、オプトアウト行使「前」に取得した情報については、仮にオプトアウトされた場合でも、現行制度（過去のパブリックコメント（[平成 21 年 1 月 30 日付金商業者等監督指針改正案パブリックコメント回答](#) 34 ページ項番 4）における見解）と同様、適切な情報管理を前提として、引き続き保有可能である。

(13) 部門に限定したオプトアウト (PC26)

過去のパブリックコメント（[平成 21 年 1 月 30 日付金商業者等監督指針改正案パブリックコメント回答](#) 16 ページ）における見解のとおり、顧客がその一部の事業部門に係る情報の提供に限ってオプトアウトすることは、当該顧客の意思が明確に確認できる場合であれば実務上一律に否定されるものではなく、また、一部の事業部門に係る情報の提供に限ってオプトインすることも可能である。

(14) オプトイン顧客 (PC30)

既存のオプトイン制度（金商業等府令 153 条 1 項 7 号イ）における包括同意を得ている顧客について、制度上は新オプトアウトの対象顧客としての要件を満たすとしても、金商業者のホームページ上で、新オプトアウト制度（金商業等府令 153 条 1 項 7 号又等）ではなくオプトイン制度の対象顧客として取り扱う旨を記載して公表している場合は、そのように取り扱い続けることも可能である（この場合、顧客から情報共有の停止を求められた場合には、オプトアウトではなく、オプトインの取下げとして適切に対応する）。

また、既存のオプトイン制度で包括同意を得ている顧客について、制度上は新オプトアウトの対象顧客としての要件を満たす者について、金商業者のホームページ上で、新オプトアウト制度の対象顧客として取り扱う旨や、新オプトアウト制度に移行するまでの間も引き続き情報共有は継続する旨を記載して公表している場合には、新オプトアウト制度の対象顧客として取り扱うことは可能である（この場合、顧客から情報共有の停止を求められた際は、オプトアウトとして適切に対応する）。

(15) 既に顧客から取得した同意・顧客によるオプトアウト (PC32)

既存のオプトイン制度（金商業等府令 153 条 1 項 7 号イ）における包括同意を得ている顧客について、制度上は新オプトアウトの対象顧客としての要件を満たすとしても、金商業者のホームページ上で、新オプトアウト制度（金商業等府令 153 条 1 項 7 号又等）ではなくオプトイン制度の対象顧客として取り扱う旨を記載して公表している場合は、そのように取り扱い続けることも可能である（この場合、顧客から情報共有の停止を求められた場合には、オプトアウトではなく、オプトインの取下げとして適切に対応する）。

また、既存のオプトイン制度で包括同意を得ている顧客について、制度上は新オプトアウトの対象顧客としての要件を満たす者について、金商業者のホームページ上で、

新オプトアウト制度の対象顧客として取り扱う旨や、新オプトアウト制度に移行するまでの間も引き続き情報共有は継続する旨を記載して公表している場合には、新オプトアウト制度の対象顧客として取り扱うことは可能である（この場合、顧客から情報共有の停止を求められた際は、オプトアウトとして適切に対応する）。

(14) 体制整備

上場企業等からオプトアウトがあった場合には、可能な限り速やか、かつ適切に対応できる体制整備が必要となる。（金商業者等監督指針Ⅳ－３－１－４（２）⑥）

(15) 現行オプトアウト制度から新オプトアウト制度への移行

新オプトアウト制度は顧客への通知が必要となるものではない以上、顧客である上場企業等が、オプトアウトをする場合に必要な手続き及び連絡先を含む必要な情報について、あらかじめ容易に知り得る状態に置かれており、当該上場企業等から情報の提供の停止の求めがあった場合には情報の提供を停止することとされていることを前提として、現行オプトアウト制度でオプトアウト行使をしていない顧客については、現行オプトアウトから新オプトアウトへの移行に当たり、顧客への個別の通知等は不要である。

(PC16)

○上場企業等のオプトアウト制度と一般のオプトアウト制度の比較

	上場企業等のオプトアウト規制 (新設)	一般のオプトアウト規制
①根拠規定	金商業等府令 153 条 1 項 7 号又 金商業者等監督指針Ⅳ－3－1－ 4 (2)	金商業等府令 153 条 2 項 金商業者等監督指針Ⅳ－3－1－ 4 (1)
②対象者	上場企業等 ※頂点企業による一括オプトアウトも可能 ①上場会社等及びその子会社等 ②上場予定会社及びその子会社等 ③有価証券報告書提出会社及びその子会社等 ④適格機関投資家等及びその子会社等	法人顧客一般
③情報提供し なければなら ない事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ あらかじめ親子法人等との間で授受を行う非公開情報の範囲 ・ 非公開情報の授受を行う親子法人等の範囲 ・ 非公開情報の授受の方法 ・ 提供先における非公開情報の管理の方法 ・ 提供先における非公開情報の利用目的 ・ オプトアウトする場合に必要な手続き及び連絡先 ・ 親子法人等との間での非公開情報の授受を停止した場合における当該非公開情報の管理方法 <p>※オプトアウトする場合に取るべき手続きは上場企業等にとって容易に理解可能な内容でなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ あらかじめ親子法人等との間で授受を行う非公開情報の範囲 ・ 非公開情報の授受を行う親子法人等の範囲 ・ 非公開情報の授受の方法 ・ 提供先における非公開情報の管理の方法 ・ 提供先における非公開情報の利用目的 <p>(オプトアウトする場合に必要な 手続・連絡先も事実上記載必要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 親子法人等との間での非公開情報の授受を停止した場合における当該非公開情報の管理方法 <p>※上記事項の詳細について店舗での 掲示・閲覧やホームページへの 掲載を行っている旨及び問合せ先 を法人顧客に対する通知において</p>

		<p>明らかにするなど、法人顧客が必要な情報を容易に入手できるようにしていれば、当該通知においてこれらの事項の詳細が含まれていなくても、適切に通知が行われていると認められる場合がある。</p> <p>※オプトアウトの機会を提供せず、オプトイン（非公開情報を共有されることについて積極的に同意することをいう。）した場合のみ親子法人等との間でその非公開情報の授受を行う取扱いとする法人顧客がある場合には、どのような属性の法人顧客に対してオプトアウトの機会を提供するのか（又は提供しないのか）の情報の店舗での掲示・閲覧やホームページへの掲載等を通じて、各法人顧客において、自己がオプトアウトの機会の提供を受ける顧客に該当するかを容易に認識できるようにする。</p>
<p>④情報提供の方法</p>	<p>上記③の事項を上場企業等が容易に知り得る状態に置く。</p> <p>※「上場企業等が容易に知り得る状態」とは、上場企業等が知ろうと思えば、時間的にも、その手段においても、容易にこれを知ることができる状態をいい、例えば、上記③の事項について店舗での常時掲示及びホームページへの常時掲載を行っている場合等がこれに該当すると考えられる。</p>	<p>上記③の事項を「通知」とともに「店舗での掲示・閲覧やホームページに常時掲載」する。</p> <p>※「オプトアウトの機会の通知」は、契約締結時に書面等により行うなど、法人顧客がオプトアウトの機会について明確に認識できるような手段を用いて行う。</p> <p>※ホームページにおいて法人顧客が常時オプトアウトできるようにすることや、法人顧客がオプトアウトする場合の連絡先を内部管理部門に常時設置することなどによ</p>

		り、法人顧客に対し、オプトアウトの機会が常時提供されていることを明確にする。
⑤待機期間	上場企業等が、そのオプトアウトに応じて非公開情報の提供が停止されることとなっている旨について、あらかじめ容易に知り得る状態に置かれてから、親子法人等との間で当該上場企業等に係る非公開情報の授受を開始するまでの間に、当該上場企業等がオプトアウトするか否かを判断するために必要な期間を確保しなければならない。	法人顧客にオプトアウトの機会の通知を行ってから、親子法人等との間で当該法人顧客に係る非公開情報の授受を開始するまでの間に、当該法人顧客がオプトアウトするか否かを判断するために必要な期間を確保しなければならない。
⑥内容の変更	③の各事項に変更があった場合は、その都度店舗での常時掲示及びホームページへの常時掲載の内容を最新の情報に更新する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ③の各事項に軽微でない内容の変更は法人顧客への通知が必要 ・ ③の各事項に軽微な変更があった場合は、その都度通知を行う必要ではなく、例えば、最新の情報をホームページに常時掲載するとともに、その旨を法人顧客に適切に説明するなど、法人顧客が必要な情報を入手できるようにする。
⑦オプトアウトする場合に取るべき手続	<p>書面での通知のほか、電子メールの送付やタブレット端末等を用いたウェブサイト上のフォームへの入力など、上場企業等の利便性を考慮しなければならない。</p> <p>上場企業等の頂点に位置する会社が当該グループに属する企業全体を代表してオプトアウトすることを求めた場合、一括してオプトアウトに係る手続を行うといった</p>	書面での通知のほか、電子メールの送付やタブレット端末等を用いたウェブサイト上のフォームへの入力など、法人顧客の利便性を考慮したものでなければならない。

	各上場企業等の意向や負担への配慮の観点から適切な対応を講じなければならない。	
⑧体制整備	上場企業等からオプトアウトがあった場合には、可能な限り速やか、かつ適切に対応できる体制整備が必要。	法人顧客からオプトアウトがあった場合には、可能な限り速やかに、かつ適切に対応できる体制整備が必要。

第2. 同意取得手続のデジタル化

1. 電磁的方法によるオプトイン制度の課題

現行規制では、金融商品取引業者等（証券会社等（有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者）及び登録金融機関）が、非公開情報を親子法人等と共有（提供・受領）しようとする場合（金商業等府令 153 条 1 項 7 号イ、154 条 4 号イ）、「書面による事前の同意」のほか、「電磁的方法による事前の同意」も認められているが、金商業等府令 155 条（情報通信の技術を利用する方法）の定める方法によらなければならない。

金商業等府令 155 条では、金融商品取引業者等（有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者及び登録金融機関）が電磁的方法により同意を得ようとする場合は、あらかじめ顧客等に、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得ることされており、電磁的方法による同意の取得が進まない一因となっている。

金商業等府令の改正により、同府令 155 条が削除され、発行者等（発行者及び顧客等）のあらかじめの「書面」による事前の同意のほか、（新たに）**「電磁的記録」による事前の同意があればよい**ことになる。すなわち、電磁的記録による同意（Eメールやウェブサイト上のフォームによる同意）を得る場合に、あらかじめ発行者等に、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上での電磁的方法による承諾を得なくてもよいことになる（改正金商業等府令 153 条 1 項 7 号イ、154 条 4 号イ）。

2. 改正の内容

(1) 電磁的方法による同意による同意取得時に必要となる事前承諾の撤廃（金商業等府令 155 条の削除）

改正府令では、金商業等府令 153 条 1 項 7 号イ及び同府令 154 条 4 号イに関して、発行者等の電磁的方法による同意を取得する場合に、当該発行者等の書面又は電磁的方法による事前の承諾を求める同府令 155 条が削除される。

改正前	改正後
(情報通信の技術を利用する方法) 第二百五十五条 金融商品取引業者等は、第二百五十三条第一項第七号イ及び前条第四号イの規定による発行者等の書面による同意に代えて、次項の定めるところにより、当該発行者等の承諾を得て、当該発行者等の同意を電磁的方法により得ることができる。この場合において、当該金融商品取引業者等は、当該発行者等の書面による同意を得たものとみなす。 2 金融商品取引業者等は、前項の規定に	(削除)

<p>より当該発行者等の同意を得ようとするときは、あらかじめ、当該発行者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>一 第五十六条第一項各号に規定する方法のうち金融商品取引業者等が使用するもの</p> <p>二 ファイルへの記録の方式</p> <p>3 前項の規定による承諾を得た金融商品取引業者等は、発行者等から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があったときは、当該発行者等の同意を電磁的方法によって得てはならない。ただし、当該発行者等が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>	
---	--

(2) 発行者等からの事前の承諾を不要としたオプトイン制度の導入

改正府令における、**金商業等府令 153 条 1 項 7 号イ**及び**同府令 154 条 4 号イ**においては、発行者等の書面又は電磁的方法による事前の承諾を要しない「**電磁的記録による同意**」が規定される。

改正前	改正後
<p>(金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)</p> <p>第一百五十三条 法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 有価証券関連業を行う金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者に限る。)が発行者等に関する非公開情報を当該金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等から受領し、又は当該親法人等若しくは子法</p>	<p>(金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)</p> <p>第一百五十三条 法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 有価証券関連業を行う金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者に限る。)が発行者等に関する非公開情報を当該金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等から受領し、又は当該親法人等若しくは子法</p>

<p>人等に提供すること（次に掲げる場合において行うものを除く。）。</p> <p>イ 当該金融商品取引業者又はその親法人等若しくは子法人等による非公開情報の提供についてあらかじめ当該発行者等の<u>書面</u>による同意がある場合</p>	<p>人等に提供すること（次に掲げる場合において行うものを除く。）。</p> <p>イ 当該金融商品取引業者又はその親法人等若しくは子法人等による非公開情報の提供についてあらかじめ当該発行者等の<u>書面又は電磁的記録</u>による同意がある場合</p>
<p>（登録金融機関の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）</p> <p>第一百五十四条 法第四十四条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>四 当該登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員（略）又は使用人が、発行者等に関する非公開情報（顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別の情報に限る。）を、当該登録金融機関の親法人等（略）若しくは子法人等（略）に提供し、又は有価証券（略）の発行者である顧客の非公開融資等情報をその親法人等若しくは子法人等から受領すること（次に掲げる場合において行うものを除く。）。</p> <p>イ 当該登録金融機関又は当該登録金融機関の親法人等若しくは子法人等による非公開情報の提供についてあらかじめ当該発行者等の<u>書面</u>による同意がある場合</p>	<p>（登録金融機関の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）</p> <p>第一百五十四条 法第四十四条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>四 当該登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員（略）又は使用人が、発行者等に関する非公開情報（顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別の情報に限る。）を、当該登録金融機関の親法人等（略）若しくは子法人等（略）に提供し、又は有価証券（略）の発行者である顧客の非公開融資等情報をその親法人等若しくは子法人等から受領すること（次に掲げる場合において行うものを除く。）。</p> <p>イ 当該登録金融機関又は当該登録金融機関の親法人等若しくは子法人等による非公開情報の提供についてあらかじめ当該発行者等の<u>書面又は電磁的記録</u>による同意がある場合</p>

（3）法定帳簿としての保存方法

オプトイン同意書（金商業等府令 153 条 1 項 7 号イ）は、第一種金融商品取引業者の業務関する帳簿書類とされている（金商業等府令 157 条 1 項 2 号ハ）。

顧客の意思が確認でき、かつ、法定帳簿であることが明確になるような形で記録が保存されていれば、ば、記載事項や保存の形式について特段の制限はない（PC33、34）。

ウェブサイト上のフォームへの入力等により電磁的記録にて同意を得た場合、同意年月日、住所及び氏名を系統的に記録しておけば法定帳簿としての要件を満たす。

また、この場合に、同意書の雛形に系統的に保存された情報を転記してプリントアウトのうえ保存することが法定帳簿としての要件を満たす。

第3. その他の規定におけるオプトアウト制度・電磁的記録による同意の導入

金商業等府令 153 条 1 項 7 号において導入された新たなオプトアウト制度と同様の規定が以下のとおり設けられている。

1. 証券会社等による非公開情報を利用した金融商品取引契約の勧誘の禁止（金商業等府令 153 条 1 項 8 号）

証券業者等（有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者）は、当該親法人等又は子法人等が当該顧客の書面又は電磁的記録による同意を得ずに、その親法人等又は子法人等から取得した顧客に関する非公開情報を利用して金融商品取引契約の勧誘をすることが禁じられる。電磁的記録による同意は今回の改正で追加される。

ただし、上場企業等の顧客の求めに応じて当該非公開情報の当該金融商品取引業者への提供を停止することとしている場合であって、その旨について、あらかじめ、当該顧客が容易に知り得る状態に置いているときは、当該顧客の非公開情報の提供の停止の求めがある場合を除き、その親法人等又は子法人等から取得した顧客に関する非公開情報を利用して金融商品取引契約の勧誘をすることが認められることになる。

なお、従前からのオプトアウト（金商業等府令 153 条 2 項）は、本規定（金商業等府令 153 条 1 項 8 号）についても「書面又は電磁的記録による同意」があったものとみなされる。電磁的記録による同意は今回の改正で追加される。

○金商業等府令 153 条 1 項 8 号

八 有価証券関連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）が、その親法人等又は子法人等から取得した顧客に関する非公開情報（当該親法人等又は子法人等が当該顧客（第二百二十三条第一項第十八号ト(1)から(4)までのいずれかに該客の書面による同意を得ずに提供したものに限る。）の求めに応じて当該非公開情報の当該金融商品取引業者への提供を停止することとしている場合であって、その旨について、あらかじめ、当該顧客が容易に知り得る状態に置いているとき（その求めがある場合を除く。）における当該非公開情報以外のものであって、当該親法人等又は子法人等が当該顧客の書面又は電磁的記録による同意を得ずに提供したものに限る。））を利用して金融商品取引契約の締結を勧誘すること。

2. 登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役職員の非公開情報の授受規制（金商業等府令 154 条 4 号ル）

「登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員又は使用人」が、①発行者等（発行者又は顧客等）に関する「非公開情報（顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別の情報に限る。）」を当該登録金融機関の親法人等若しくは子法人等に提供し、又は②有価証券の発行者である顧客の「非公開融資等情報」をその親法人

等若しくは子法人等から受領することは、「当該登録金融機関又は当該登録金融機関の親法人等若しくは子法人等による非公開情報の提供についてあらかじめ当該発行者等の書面又は電磁的記録による同意がある場合」(同号イ)等に該当する場合を除き禁止される。電磁的記録による同意は今回の改正により追加される。

今回の改正により、禁止が解除される例外として、「上場企業等の顧客の求めに応じて当該非公開情報の当該金融商金融商品取引業者への提供を停止することとしている場合であって、その旨について、あらかじめ、当該顧客が容易に知り得る状態に置いているとき(当該顧客の非公開情報の提供の停止の求めがある場合を除く)」(同号ル)が追加される。

現行規制では、オプトアウト制度は認められていないが、今回の改正ではじめてオプトアウト規制が設けられる。

○金商業等府令 154 条 4 号ル、5 号

(登録金融機関の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)

第一百五十四条 法第四十四条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～三 (略)

四 当該登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この号及び次号において同じ。)又は使用人が、発行者等に関する非公開情報(顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別の情報に限る。)を、当該登録金融機関の親法人等(中略)若しくは子法人等(中略)に提供し、又は有価証券(中略)の発行者である顧客の非公開融資等情報をその親法人等若しくは子法人等から受領すること(次に掲げる場合において行うものを除く。)

イ 当該登録金融機関又は当該登録金融機関の親法人等若しくは子法人等による非公開情報の提供についてあらかじめ当該発行者等の書面又は電磁的記録による同意がある場合

ロ～ヌ (略)

ル 当該登録金融機関又は当該親法人等若しくは子法人等が当該発行者等(第二十三条第一項第十八号ト(1)から(4)までのいずれかに該当する者に限る。)又は当該顧客(同号ト(1)から(4)までのいずれかに該当する者に限る。)の求めに応じて当該非公開情報又は当該非公開融資等情報の当該親法人等若しくは子法人等又は当該登録金融機関への提供を停止することとしている場合であって、その旨について、あらかじめ、当該発行者等又は当該顧客が容易に知り得る状態に置いているとき(その求めがある場合を除く。)

3. 登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役職員の非公開情報を利用した金融商品取引契約の締結の勧誘の禁止（金商業等府令 154 条 5 号）

「登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員又は使用人」は、当該親法人等又は子法人等が当該顧客の書面又は電磁的記録による同意を得なければ、当該登録金融機関の親法人等又は子法人等から取得した顧客に関する非公開情報を利用して金融商品取引契約の締結を勧誘することが禁じられる。

電磁的記録による同意は今回の改正で追加される。

今回の改正により、上場企業等の求めに応じて当該非公開情報の当該登録金融機関への提供を停止することとしている場合であって、その旨について、あらかじめ、当該顧客が容易に知り得る状態に置いているときは、当該顧客の非公開情報の提供の停止の求めがある場合を除き、当該登録金融機関の親法人等又は子法人等から取得した顧客に関する非公開情報を利用して金融商品取引契約の締結を勧誘することが認められることになる。

現行規制では、オプトアウト制度は認められていないが、今回の改正ではじめてオプトアウト規制が設けられる。

○金商業等府令 154 条 4 号ル、5 号

（登録金融機関の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）

第一百五十四条 法第四十四条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～四（略）

五 当該登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員又は使用人が、当該登録金融機関の親法人等又は子法人等から取得した顧客に関する非公開情報（当該親法人等又は子法人等が当該顧客（第百二十三条第一項第十八号ト(1)から(4)までのいずれかに該当する者に限る。）の求めに応じて当該非公開情報の当該登録金融機関への提供を停止することとしている場合であって、その旨について、あらかじめ、当該顧客が容易に知り得る状態に置いているとき（その求めがある場合を除く。）における当該非公開情報以外のものであって、当該親法人等又は子法人等が当該顧客の書面又は電磁的記録による同意を得ずに提供したものに限る。）を利用して金融商品取引契約の締結を勧誘すること。

4. ①委託を行う登録金融機関、金融商品仲介業者若しくは金融サービス仲介業者への特別の提供の禁止、②委託を行う登録金融機関、金融商品仲介業者若しくは金融サービス仲介業者から取得した特別の情報を利用した有価証券の売買その他の取引等を勧誘の禁止（金商業等府令 123 条 1 項 18 号）

金融商品取引業者等（金融商品取引業者又は登録金融機関）は、自らが取得した顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報を、事前に顧客の書面又は電磁

的記録による同意を得ることなく、①当該金融商品取引業者等が委託を行う登録金融機関、金融商品仲介業者若しくは金融サービス仲介業者に提供しすること又は②金融商品取引業者等が委託を行った登録金融機関、金融商品仲介業者若しくは金融サービス仲介業者から取得した顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘することが禁じられる。

電磁的記録による同意は今回の改正で追加される。

今回の改正により、「顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報」から、「当該金融商品取引業者等が当該登録金融機関、金融商品仲介業者若しくは金融サービス仲介業者の親法人等若しくは子法人等である場合」又は「当該登録金融機関、金融商品仲介業者若しくは金融サービス仲介業者が当該金融商品取引業者等の親法人等若しくは子法人等である場合」において、「当該金融商品取引業者等又は当該登録金融機関、金融商品仲介業者若しくは金融サービス仲介業者が当該顧客（上場企業等に限る。）の求めに応じて当該特別な情報の当該登録金融機関、金融商品仲介業者若しくは金融サービス仲介業者又は当該金融商品取引業者等への提供を停止することとしているときであって、その旨について、あらかじめ、当該顧客が容易に知り得る状態に置いているとき（当該上場企業等である顧客の情報提供の停止の求めがある場合を除く。）における当該特別な情報」が除外されることになる。

○金商業等府令 123 条 1 項 18 号

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第二百三十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

一～十七（略）

十八 金融商品取引業者等が取得した顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報（次に掲げるものを除く。）を、事前に顧客の書面又は電磁的記録による同意を得ることなく、当該金融商品取引業者等が委託を行う登録金融機関、金融商品仲介業者若しくは金融サービス仲介業者に提供している状況又は金融商品取引業者等が委託を行った登録金融機関、金融商品仲介業者若しくは金融サービス仲介業者から取得した顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報（へ及びトに掲げるもの以外のものであって、当該登録金融機関、金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者が当該顧客の書面又は電磁的記録による同意を得ずに提供したものに限る。）を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘している状況

イ～へ

ト 当該金融商品取引業者等が当該登録金融機関、金融商品仲介業者若しくは金融サービス仲介業者の親法人等若しくは子法人等である場合又は当該登録金融

機関、金融商品仲介業者若しくは金融サービス仲介業者が当該金融商品取引業者等の親法人等若しくは子法人等である場合において、当該金融商品取引業者等又は当該登録金融機関、金融商品仲介業者若しくは金融サービス仲介業者が当該顧客（次のいずれかに該当する者に限る。）の求めに応じて当該特別な情報の当該登録金融機関、金融商品仲介業者若しくは金融サービス仲介業者又は当該金融商品取引業者等への提供を停止することとしているときであって、その旨について、あらかじめ、当該顧客が容易に知り得る状態に置いているとき（その求めがある場合を除く。）における当該特別な情報

(1) 法第六十三条第一項に規定する上場会社等及びその子会社等

(2) 金融商品取引所にその発行する株式を上場しようとする株式会社（その上場に関する基準に適合するために必要な助言を受けることを内容とする契約又は法第九十三条の二の規定に準じて公認会計士若しくは監査法人の監査を受けることを内容とする契約を締結しているものに限る。）及びその子会社等

(3) 法第二十四条第一項（同条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書を提出している者及びその子会社等

(4) 適格機関投資家（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第一項第二十三号（イに係る部分に限る。）及び第二十四号に掲げる者を除く。）及びその子会社等

5. 金融商品取引業・金融商品仲介業務を実施する組織（融資業務又は金融機関代理業務を併せて実施する組織に限る。）の業務統括役員・使用人が、①有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報⁴を自ら取得すること、②融資業務若しくは金融機関代理業務に従事する役員・使用人から受領して、当該有価証券に係る法第2条8項各号に掲げる行為

⁴ 「非公開融資等情報」とは、①『融資業務（事業のための融資に係る業務）若しくは金融機関代理業務（金融機関代理業のうち事業のための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介に係る業務）に従事する役員・使用人』が職務上知り得たその顧客の行う事業に係る公表されていない情報その他の特別な情報であって金融商品取引業若しくは金融商品仲介業務に従事する役員・使用人が勧誘する有価証券に係る顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は②『金融商品取引業若しくは金融商品仲介業務に従事する役員・使用人』が職務上知り得たその顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別な情報であって当該有価証券の発行者に係る融資業務若しくは金融機関代理業務に重要な影響を及ぼすと認められるもの（これらの情報のうち外国法人（法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）に係るものを除く。）をいう（金商業等府令1条4項13号）。

の勧誘を行うこと、③非公開融資等情報（法人関係情報を除く。）の提供につき、事前にその顧客の書面又は電磁的記録による同意を得ることなく、その顧客の非公開融資等情報を金融商品取引業・金融商品仲介業務に従事する役員・使用人に提供することの禁止（金商業等府令 123 条 1 項 19 号）

金融商品取引業・金融商品仲介業務を実施する組織（融資業務又は金融機関代理業務を併せて実施する組織に限る。）の業務統括役員・使用人は、①有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報を自ら取得すること、②融資業務若しくは金融機関代理業務に従事する役員・使用人から受領して、当該有価証券に係る法第 2 条 8 項各号に掲げる行為の勧誘を行うこと、③非公開融資等情報（法人関係情報を除く。）の提供につき、事前にその顧客の書面又は電磁的記録による同意を得ることなく、その顧客の非公開融資等情報を金融商品取引業・金融商品仲介業務に従事する役員・使用人に提供すること禁止される（金商業等府令 123 条 1 項 19 号）。

電磁的記録による同意は今回の改正で追加される。

今回の改正においては、上記③の禁止の例外として、「非公開融資等情報」から、当該金融商品取引業者等が上場企業等である顧客の求めに応じて当該非公開融資等情報の提供を停止することとしている場合であって、その旨について、あらかじめ、当該上場企業等である顧客が容易に知り得る状態に置いているとき（当該上場企業等である顧客の当該非公開融資等情報の提供の停止の求めがある場合を除く。）における当該非公開融資等情報が除外されることになる。

○金商業等府令 123 条 1 項 19 号

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）
第二百三十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

一～十八（略）

十九 金融商品取引業又は金融商品仲介業務を実施する組織（融資業務又は金融機関代理業務を併せて実施する組織に限る。）の業務を統括する役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この号において同じ。）又は使用人が、有価証券（法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券並びに法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券であって同項第一号及び第二号の性質を有する有価証券を除く。以下この号において同じ。）の発行者である顧客の非公開融資等情報を自ら取得し、又は融資業務若しくは金融機関代理業務に従事する役員若しくは使用人から受領して、当該有価証券に係る法第二条第八項各号に掲げる行為の勧誘を行っている状況（当該統括する役員又は使用人が、非公開融資等情報（法人関係情報を除く。）の提供につき、事前にその顧客の書面又は電磁的記録による同意を得ることなく、その顧客の非公開融資等情報（非公開融資等情報（当該金融商品取引

業者等が当該顧客（前号ト(1)から(4)までのいずれかに該当する者に限る。）の求めに応じて当該非公開融資等情報の提供を停止することとしている場合であって、その旨について、あらかじめ、当該顧客が容易に知り得る状態に置いているとき（その求めがある場合を除く。）における当該非公開融資等情報を除く。）を金融商品取引業又は金融商品仲介業務に従事する役員又は使用人に提供している状況を含む。）

6. ①登録金融機関が取得した顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報を、事前に顧客の書面又は電磁的記録による同意を得ることなく、委託金融商品取引業者⁵に提供すること、又は、②登録金融機関が委託金融商品取引業者から取得した顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘することの禁止（金商業等府令 123 条 1 項 24 号）

①登録金融機関が取得した顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報を、事前に顧客の書面又は電磁的記録による同意を得ることなく、委託金融商品取引業者に提供すること、又は、②登録金融機関が委託金融商品取引業者から取得した顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報（当該委託金融商品取引業者が当該顧客の書面又は電磁的記録による同意を得ずに提供したものに限る。）を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘することが禁止されている。

電磁的記録による同意は今回の改正で追加される。

今回の改正で、上記①・②の「特別な情報」から、(i)当該登録金融機関が当該委託金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等である場合又は(ii)当該委託金融商品取引業者が当該登録金融機関の親法人等若しくは子法人等である場合において、当該登録金融機関又は当該委託金融商品取引業者が当該上場企業等である顧客の求めに応じて当該特別な情報の当該委託金融商品取引業者又は当該登録金融機関への提供を停止することとしているときであって、その旨について、あらかじめ、当該顧客が容易に知り得る状態に置いているとき（当該上場企業等の情報提供の停止の求めがある場合を除く。）における当該特別な情報が除外されることになる。

○金商業等府令 123 条 1 項 24 号

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

⁵ 「委託金融商品取引業者」とは、金融商品仲介業務の委託を受ける第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者をいう（金商業等府令 44 条 6 号）。

一～二十三（略）

二十四 登録金融機関が取得した顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報（次に掲げるものを除く。）を、事前に顧客の書面又は電磁的記録による同意を得ることなく、委託金融商品取引業者に提供している状況又は委託金融商品取引業者から取得した顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別な情報（ホ及びヘに掲げるもの以外のものであって、当該委託金融商品取引業者が当該顧客の書面又は電磁的記録による同意を得ずに提供したものに限り。）を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘している状況

イ～ホ（略）

ヘ 当該登録金融機関が当該委託金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等である場合又は当該委託金融商品取引業者が当該登録金融機関の親法人等若しくは子法人等である場合において、当該登録金融機関又は当該委託金融商品取引業者が当該顧客（第十八号ト(1)から(4)までのいずれかに該当する者に限り。）の求めに応じて当該特別な情報の当該委託金融商品取引業者又は当該登録金融機関への提供を停止することとしているときであって、その旨について、あらかじめ、当該顧客が容易に知り得る状態に置いているとき（その求めがある場合を除く。）における当該特別な情報

7. 金融商品取引業に従事する役員・使用人が、有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報を金融機関代理業務に従事する役員若しくは使用人から受領し、又は金融機関代理業務に従事する役員若しくは使用人に提供する行為の禁止（金商業等府令 149 条 2 号イ）

金融商品取引業に従事する役員・使用人は、①有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報を金融機関代理業務に従事する役員若しくは使用人から受領し、又は②金融機関代理業務に従事する役員若しくは使用人に提供する行為が、非公開融資等情報の提供につき、事前に顧客の書面又は電磁的記録による同意を得て提供する場合（同号イ）等を除き、禁止される。

電磁的記録による同意は今回の改正で追加される。

今回の改正により、禁止の例外として、当該金融商品取引業者が当該上場企業等である顧客の求めに応じて当該非公開融資等情報の金融商品取引業に従事する役員・使用人又は金融機関代理業務に従事する役員・使用人への提供を停止することとしている場合であって、その旨について、あらかじめ、当該顧客が容易に知り得る状態に置いているとき（当該上場企業等である顧客の情報提供の停止の求めがある場合を除く。）が追加される。（同号二）

○金商業等府令 149 条 2 号イ

(金融商品取引業者その他業務に係る禁止行為)

第百四十九条 法第四十四条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 (略)

二 金融商品取引業に従事する役員又は使用人が、有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報を金融機関代理業務に従事する役員若しくは使用人から受領し、又は金融機関代理業務に従事する役員若しくは使用人に提供する行為(次に掲げる場合において行うものを除く。)

イ 非公開融資等情報の提供につき、事前に顧客の書面又は電磁的記録による同意を得て提供する場合

ロ・ハ (略)

ニ 当該金融商品取引業者が当該顧客(第二百二十三条第一項第十八号ト(1)から(4)までのいずれかに該当する者に限る。)の求めに応じて当該非公開融資等情報の金融商品取引業に従事する役員若しくは使用人又は金融機関代理業務に従事する役員若しくは使用人への提供を停止することとしている場合であって、その旨について、あらかじめ、当該顧客が容易に知り得る状態に置いているとき(その求めがある場合を除く。)

8. 登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員・使用人が、①有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報を融資業務若しくは金融機関代理業務に従事する役員若しくは使用人から受領する行為、又は②融資業務若しくは金融機関代理業務に従事する役員若しくは使用人に提供する行為の禁止(金商業等府令 150 条 5 号二)

登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員・使用人が、①有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報を融資業務若しくは金融機関代理業務に従事する役員若しくは使用人から受領する行為、又は②融資業務若しくは金融機関代理業務に従事する役員若しくは使用人に提供する行為は、非公開融資等情報の提供につき、事前に顧客の書面又は電磁的記録による同意(同府令 123 条 1 項 24 号の顧客の書面又は電磁的記録による同意を含む。)を得て提供する場合(同号イ)等を除き、禁止される。

電磁的記録による同意は今回の改正で追加される。

今回の改正により、禁止の例外として、当該登録金融機関が当該上場企業等である顧客の求めに応じて当該非公開融資等情報の金融商品仲介業務に従事する役員・使用人又は融資業務若しくは金融機関代理業務に従事する役員・使用人への提供を停止することとしている場合であって、その旨について、あらかじめ、当該顧客が容易に知り得る状態に置いているとき(当該上場企業などである顧客の情報提供停止の求めがある場合を除く。)が追加される。(同号二)

○金商業等府令 150 条 5 号ニ

(登録金融機関その他業務に係る禁止行為)

第五十条 法第四十四条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～四 (略)

五 金融商品仲介業務に従事する役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この号において同じ。)又は使用人が、有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報を融資業務若しくは金融機関代理業務に従事する役員若しくは使用人から受領し、又は融資業務若しくは金融機関代理業務に従事する役員若しくは使用人に提供する行為(次に掲げる場合において行うものを除く。)

イ 非公開融資等情報の提供につき、事前に顧客の書面又は電磁的記録による同意(第二百二十三条第一項第二十四号の顧客の書面又は電磁的記録による同意を含む。)を得て提供する場合

ロ・ハ (略)

ニ 当該登録金融機関が当該顧客(第二百二十三条第一項第十八号ト(1)から(4)までのいずれかに該当する者に限る。)の求めに応じて当該非公開融資等情報の金融商品仲介業務に従事する役員若しくは使用人又は融資業務若しくは金融機関代理業務に従事する役員若しくは使用人への提供を停止することとしている場合であって、その旨について、あらかじめ、当該顧客が容易に知り得る状態に置いているとき(その求めがある場合を除く。)

9. 金融商品仲介業者又はその役員・使用人が、当該金融商品仲介業者・その親法人等・子法人等の役員・使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買又は、市場デリバティブ取引・外国市場デリバティブ取引に係る注文の動向その他の特別の情報を、その親法人等・子法人等から受領し、又は、親法人等・子法人等から取得した当該特別の情報を利用して有価証券の売買その他の取引、市場デリバティブ取引又は若しくは外国市場デリバティブ取引(有価証券等清算取次ぎを除く。)を勧誘する行為の禁止(金商業等府令 275 条 12 号)

金融商品仲介業者又はその役員・使用人が、①当該金融商品仲介業者・その親法人等・子法人等の役員・使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買又は、市場デリバティブ取引・外国市場デリバティブ取引に係る注文の動向その他の特別の情報(外国法人(法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。))に係るものを除く。)を、その親法人等・子法人等から受領する行為又は②親法人等・子法人等から取得した当該特別の情報を利用して有価証券の売買その他の取引、市場デリバティブ取引又は若しくは外国市場デリバティブ取引(有価証券等清算取次ぎを除く。)を勧誘する行為が禁止される。

上記①については、当該金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用人又はその親法人等・子法人等による当該特別の情報の提供につき、事前に当該顧客の書面又は電磁的記録による同意がある場合（同号イ）等が禁止の例外とされ、上記②については、当該親法人等・子法人等が事前に当該顧客の書面又は電磁的記録による同意を得て提供したものが「特別の情報」から除外される。

電磁的記録による同意は今回の改正で追加される。

今回の改正で、上記①の禁止の例外として、当該金融商品仲介業者又は当該親法人等・子法人等が当該上場企業等の顧客の求めに応じて当該特別の情報の当該親法人等・子法人等又は当該金融商品仲介業者若しくはその役員・使用人への提供を停止することとしている場合であって、その旨について、あらかじめ、当該顧客が容易に知り得る状態に置いているとき（当該上場企業等の顧客の情報提供の停止の求めがある場合を除く。）が追加される（同号ト）。また、上記②についても、当該親法人等・子法人等が当該上場企業等の顧客の求めに応じて当該特別の情報の当該金融商品仲介業者又はその役員・使用人への提供を停止することとしている場合であって、その旨について、あらかじめ、当該顧客が容易に知り得る状態に置いているとき（当該上場企業等の情報提供の停止の求めがある場合を除く。）における当該特別の情報が「特別の情報」から除外されることになる。

（金融商品仲介業者の金融商品仲介業務に係る禁止行為）

第二百七十五条 法第六十六条の十四第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～十一の二（略）

十二 金融商品仲介業者又はその役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）若しくは使用人が、当該金融商品仲介業者又は若しくはその親法人等若しくは子法人等の役員若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買又は、市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引に係る注文の動向その他の特別の情報（外国法人（法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）に係るものを除く。）を、その親法人等若しくは子法人等から受領し、する行為若しくはその親法人等若しくは子法人等に提供する行為（当該金融商品仲介業者若しくはその親法人等若しくは子法人等又はそれらの役員若しくは使用人による当該特別の情報の提供につき事前に当該顧客の書面による同意がある場合、親法人等若しくは子法人等が所属金融商品取引業者等である場合であって、第二百三十三条第一項第十八号イからハまでに掲げる情報を受領する場合及び第二百八十一条第十二号イからハまでに掲げる情報を提供する場合並びに親銀行等若しくは子銀行等である所属金融機関の委託を受けて金融機関代理業を行う場合であって、次項第一号若しくは第二号に掲げる情報を受領する場合及び同項第三号若しくは第四号に掲げる情報を提供する場合次に掲げる場合にお

いて行うものを除く。）又は親法人等若しくは子法人等から取得した当該特別の情報（当該親法人等又は子法人等が当該顧客（第二百二十三条第一項第十八号ト(1)から(4)までのいずれかに該当する者に限る。二において同じ。）の求めに応じて当該特別の情報の当該金融商品仲介業者又はその役員若しくは使用人への提供を停止することとしている場合であって、その旨について、あらかじめ、当該顧客が容易に知り得る状態に置いているとき（その求めがある場合を除く。）における当該特別の情報及び当該親法人等又は若しくは子法人等が事前に当該顧客の書面又は電磁的記録による同意を得て提供したものを除く。）を利用して有価証券の売買その他の取引、市場デリバティブ取引又は若しくは外国市場デリバティブ取引（有価証券等清算取次ぎを除く。）を勧誘する行為

イ 当該金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用人又はその親法人等若しくは子法人等による当該特別の情報の提供につき、事前に当該顧客の書面又は電磁的記録による同意がある場合

ロ・ハ（略）

二 当該金融商品仲介業者又は当該親法人等若しくは子法人等が当該顧客の求めに応じて当該特別の情報の当該親法人等若しくは子法人等又は当該金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用人への提供を停止することとしている場合であって、その旨について、あらかじめ、当該顧客が容易に知り得る状態に置いているとき（その求めがある場合を除く。）。

10. 金融機関代理業を行う場合において、金融商品仲介業に従事する金融商品仲介業者又はその役員・使用人が、有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報を金融機関代理業務に従事する金融商品仲介業者・その役員・使用人から受領し、又は金融機関代理業務に従事する金融商品仲介業者若しくはその役員・使用人に提供する行為の禁止（金商業等府令 275 条 25 号）

金融商品仲介業者が金融機関代理業を行う場合において、金融商品仲介業に従事する金融商品仲介業者又はその役員・使用人が、有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報（金融機関代理業務に従事する金融商品仲介業者若しくはその役員・使用人が職務上知り得たその顧客の行う事業に係る公表されていない情報その他の特別な情報であって金融商品仲介業に従事する金融商品仲介業者若しくはその役員・使用人が勧誘する当該有価証券に係る顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は金融商品仲介業に従事する金融商品仲介業者若しくはその役員・使用人が職務上知り得たその顧客の有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引に係る注文の動向その他の特別の情報であって当該有価証券の発行者に係る金融機関代理業務に重要な影響を及ぼすと認められるものに限る。）を金融機関代理業務に従事する金融商品仲介業者若しくはその役員・使用人から受領し、又は金融機関代理業務に従事する金融商品仲

業者若しくはその役員若しくは使用人に提供する行為が禁じられる。

禁止行為の例外として、「非公開融資等情報の提供につき、事前に顧客の書面又は電磁的記録による同意を得て提供する場合」（同号イ）等が認められる

電磁的記録による同意は今回の改正で追加される。

今回の改正で、禁止の例外として、当該金融商品仲介業者が当該上場企業等である顧客の求めに応じて当該非公開融資等情報の金融商品仲介業に従事する金融商品仲介業者若しくはその役員・使用人又は金融機関代理業務に従事する金融商品仲介業者若しくはその役員・使用人への提供を停止することとしている場合であって、その旨について、あらかじめ、当該顧客が容易に知り得る状態に置いているとき（当該上場企業等である顧客の情報提供の停止の求めがある場合を除く。）が追加される。

（金融商品仲介業者の金融商品仲介業務に係る禁止行為）

第二百七十五条 法第六十六条の十四第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～十一の二（略）

二十五 金融機関代理業を行う場合において、金融商品仲介業に従事する金融商品仲介業者又はその役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）若しくは使用人が、有価証券（第一百七十七条第一項第三十一号に規定する有価証券をいう。以下この号において同じ。）の発行者である顧客の非公開融資等情報（金融機関代理業務（再編強化法第四十二条第三項の認可に係る業務の代理のうち事業のための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介に係る業務を含む。以下この号、次号及び第二百八十一条第九号において同じ。）に従事する金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の行う事業に係る公表されていない情報その他の特別な情報であって金融商品仲介業に従事する金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用人が勧誘する当該有価証券に係る顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は金融商品仲介業に従事する金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引に係る注文の動向その他の特別な情報であって当該有価証券の発行者に係る金融機関代理業務に重要な影響を及ぼすと認められるものに限る。以下この号及び第二百八十一条第九号において同じ。）を金融機関代理業務に従事する金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用人から受領し、又は金融機関代理業務に従事する金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用人に提供する行為（次に掲げる場合を除く。）

イ 非公開融資等情報の提供につき、事前に顧客の書面又は電磁的記録による同意を得て提供する場合

ロ・ハ（略）

二 当該金融商品仲介業者が当該顧客（第二百三十三条第一項第十八号ト(1)から(4)までのいずれかに該当する者に限る。）の求めに応じて当該非公開融資等情報の金融商品仲介業に従事する金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用人又は金融機関代理業務に従事する金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用人への提供を停止することとしている場合であって、その旨について、あらかじめ、当該顧客が容易に知り得る状態に置いているとき（その求めがある場合を除く。）。

11. 金融商品仲介業を実施する組織の業務を統括する金融商品仲介業者又はその役員・使用人が、有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報を自ら取得し、又は金融機関代理業務に従事する金融商品仲介業者若しくはその役員・使用人から受領して、当該有価証券に係る金融商品仲介業に掲げる行為を行っている状況（当該統括する金融商品仲介業者又はその役員・使用人が、非公開融資等情報（法人関係情報を除く。）の提供につき、事前にその顧客の書面又は電磁的記録による同意を得ることなく、その顧客の非公開融資等情報（オプトアウトの手続により提供された当該非公開融資等情報を除く。）を金融商品仲介業に従事する金融商品仲介業者又はその役員若しくは使用人に提供している状況を含む。）

金融商品仲介業を実施する組織の業務を統括する金融商品仲介業者又はその役員・使用人が、有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報を自ら取得し、又は金融機関代理業務に従事する金融商品仲介業者若しくはその役員・使用人から受領して、当該有価証券に係る金融商品仲介業に掲げる行為を行っている状況が禁じられる。

また、当該統括する金融商品仲介業者又はその役員・使用人が、非公開融資等情報（法人関係情報を除く。）の提供につき、事前にその顧客の書面又は電磁的記録による同意を得ることなく、その顧客の非公開融資等情報（オプトアウトの手続により提供された当該非公開融資等情報を除く。）を金融商品仲介業に従事する金融商品仲介業者又はその役員若しくは使用人に提供している状況も禁止される。

電磁的記録による同意は今回の改正で追加される。

また、今回の改正で、「非公開融資等情報」から当該金融商品仲介業者が当上場企業等である顧客の求めに応じて当該非公開融資等情報の提供を停止することとしている場合であって、その旨について、あらかじめ、当該顧客が容易に知り得る状態に置いているとき（その求めがある場合を除く。）における当該非公開融資等情報を除かれることになる。

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第二百八十一条 法第六十六条の十五において準用する法第四十条第二号に規定する

内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

一～八（略）

九 金融商品仲介業を実施する組織の業務を統括する金融商品仲介業者又はその役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）若しくは使用人が、有価証券（第百十七条第一項第三十一号に規定する有価証券をいう。）の発行者である顧客の非公開融資等情報を自ら取得し、又は金融機関代理業務に従事する金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用人から受領して、当該有価証券に係る法第二条第十一项各号に掲げる行為を行っている状況（当該統括する金融商品仲介業者又はその役員若しくは使用人が、非公開融資等情報（法人関係情報を除く。）の提供につき、事前にその顧客の書面又は電磁的記録による同意を得ることなく、その顧客の非公開融資等情報（当該金融商品仲介業者が当該顧客（第百二十三条第一項第十八号ト(1)から(4)までのいずれかに該当する者に限る。）の求めに応じて当該非公開融資等情報の提供を停止することとしている場合であって、その旨について、あらかじめ、当該顧客が容易に知り得る状態に置いているとき（その求めがある場合を除く。）における当該非公開融資等情報を除く。）を金融商品仲介業に従事する金融商品仲介業者又はその役員若しくは使用人に提供している状況を含む。）

第4. オプトインの取得方法の適切性の検証

金商業等府令の改正により、IV-3-1-4 (3) (オプトイン (非公開情報の共有の同意) の取得) が追加される。

証券会社等 (有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者) は、金商業等府令 153 条 1 項 7 号イに基づき、オプトイン (=事前の書面又は電磁的記録による同意) を取得することにより、その親子法人等との間で、当該オプトインをした発行者等 (発行者及び顧客) に係る非公開情報の授受を行うことが認められている。

当該オプトインの取得方法の適切性については、以下の点に留意して検証するものとされる。

この留意点の検証は、一般のオプトアウト (金商業等府令 153 条 2 項、金商業者等監督指針IV-3-1-4 (1)) 又は上場企業等のオプトアウト (金商業等府令 153 条 1 項 7 号ヌ、金商業者等監督指針IV-3-1-4 (2)) に基づき、オプトアウトを行った発行者等につき、改めて証券会社等がその親子法人等との間で当該発行者等に係る非公開情報の授受を行うためオプトインを取得する場合についても同様に適用される。

- ① オプトイン又は当該オプトインの取下げの方法としては、書面の送付のほか、電子メールの送付やタブレット端末等を用いたウェブサイト上のフォームへの入力など、当該発行者等の利便性を考慮したものとなっているか。
- ② オプトインの取下げがあった場合には、可能な限り速やかに、かつ適切に対応できる体制が整備されているか。

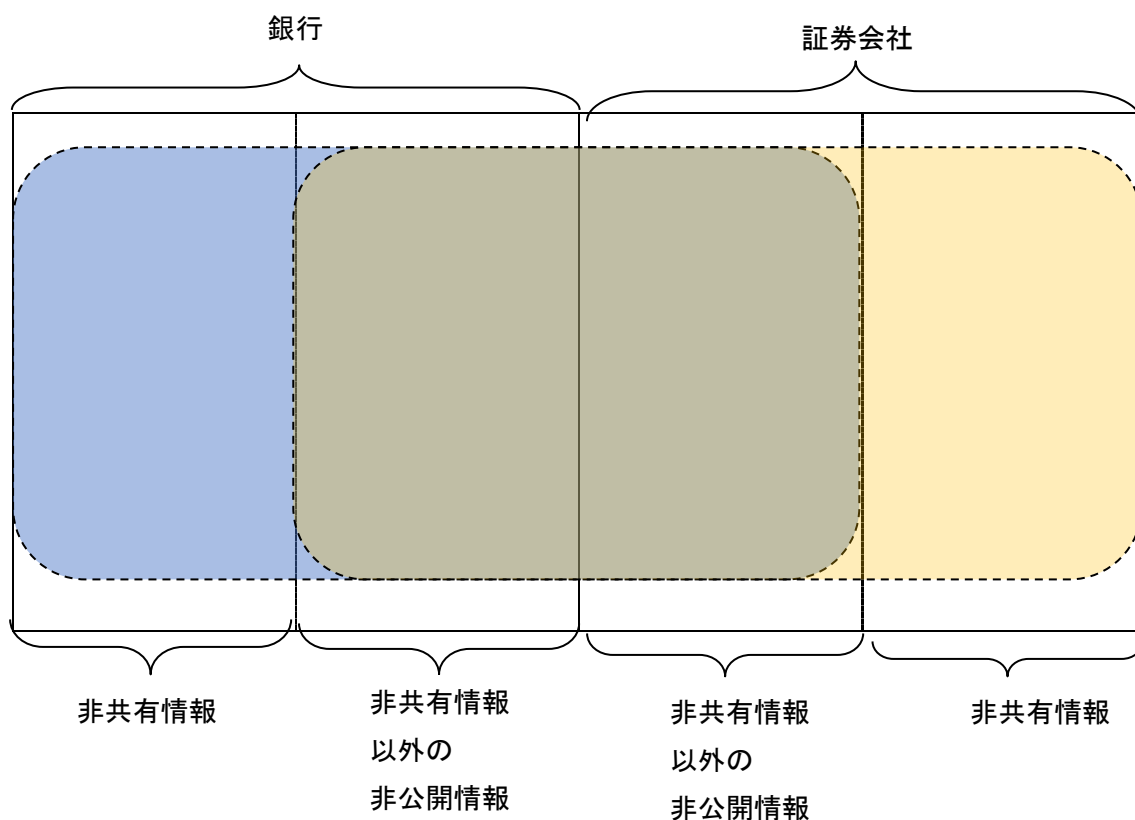
○オプトイン (非公開情報の共有の同意) の取得 (金商業者等監督指針IV-3-1-4 (3))

現行	改正案
IV-3-1-4 親子法人等との非公開情報の授受 (新設)	IV-3-1-4 親子法人等との非公開情報の授受 (3) オプトイン (非公開情報の共有の同意) の取得 証券会社等は、金商業等府令第 153 条第 1 項第 7 号イに基づき、オプトインを取得することにより、その親子法人等との間で、当該オプトインをした発行者等に係る非公開情報の授受を行うことが認められている。当該オプトインの取得方法の適切性については、以下の点に留意して検証するものとする。なお、IV-3-1-4 (親子法人等との非公開情報の授受) (1) 又は (2) においてオプトアウトを行った発行

	<p>者等につき、改めて証券会社等がその親子法人等との間で当該発行者等に係る非公開情報の授受を行うためオプトインを取得する場合についても、同様とする。</p> <p>① オプトイン又は当該オプトインの取下げの方法としては、書面の送付のほか、電子メールの送付やタブレット端末等を用いたウェブサイト上のフォームへの入力など、当該発行者等の利便性を考慮したものとなっているか。</p> <p>② オプトインの取下げがあった場合には、可能な限り速やかに、かつ適切に対応できる体制が整備されているか。</p>
--	---

第4. ホームベースルールの緩和（親子法人等との間の非共有情報へのアクセス）

1. 改正前の監督指針に基づくホームベースルール



(1) 改正前の金商業者等監督指針IV-3-1-4(2)⑥

改正前の金商業者等監督指針IV-3-1-4(2)⑥は、以下のとおり、非公開情報の授受を行う親子法人等の営業部門等の職員について規定している。本規定は、複雑であるが、営業部門の職員の兼職にとって非常に重要な規定である。

証券会社等又は非公開情報の授受を行う親子法人等の営業部門その他の非公開情報を用いて業務を行う部門の役職員について、以下の措置が講じられているか。

- イ. 当該職員が、当該証券会社等又は非公開情報の授受を行う親子法人等のうち、一の法人等が管理する非共有情報以外の非共有情報にアクセスできないこと。
- ロ. 当該役職員が、そのアクセスできる非共有情報を管理する法人等以外の法人等が非共有情報を管理する顧客に対して、当該非共有情報を用いて勧誘等を行わないこと。

(2) 規定の内容

本規定は、証券会社等とその親子法人等の「営業部門その他の非公開情報を用いて業務を行う部門」の役職員が、当該証券会社等または非公開情報の授受を行う親子法人等のうち、一の法人等が管理する非共有情報以外の非共有情報にアクセスできないことを定めたものである⁶。

もっとも、親子法人等との間で非公開情報を授受することは、兼職の有無とは必ずしも関係がないものであることから、本規定は、必ずしも兼職している場合のみを想定したものである⁷。

そこで、以下では、本規定を①証券会社等とその親子法人等の営業部門の職員が兼職していない場合、②証券会社等とその親子法人等の営業部門の職員が兼職している場合に分けて検討する⁸。

① 証券会社等とその親子法人等の営業部門の職員が兼職していない場合

金商業者等監督指針IV-3-1-4(2)⑥イは、別の法人の管理する非共有情報（オプトアウトした法人顧客の非公開情報およびオプトインした顧客の非公開情報）にアクセスできないという当然のことを定めたものである。

また、金商業者等監督指針IV-3-1-4(2)⑥ロも、別の法人が非共有情報を管理する顧客に対して、当該非共有情報を用いて勧誘を行わない、というこれも当然のことを定めたものである。

② 証券会社等とその親子法人等の営業部門の職員が兼職している場合

金商業者等監督指針IV-3-1-4(2)⑥イは、例えば、親子関係にある銀行と証券会社等で兼職を行う職員が、銀行の保有する非共有情報にアクセスすると同時に、証券の保有する非共有情報にアクセスすることは、非共有情報が親子法人等との間で共有されることとなるため、いずれか一方が制限されることを定めたものである⁹。

金商業者等監督指針IV-3-1-4(2)⑥ロは、たとえば、上記イにおいて、親子関係にある銀行と証券会社等で兼職を行う職員が、銀行の管理する非共有情報にはアクセスできるが、証券会社等が管理する非共有情報にアクセスできないこととした場合、証券会社が非共有情報を管理する顧客に対して、銀行の職員として、当該非共有情報を用いて預金商品の勧誘等を行ってはならないことを定めたものである。

以上のとおり、本規定は、証券会社等とその親子法人等の「営業部門その他の非公開情報を用いて業務を行う部門」の職員が兼職している場合（②）に始めて意味を持つ規定である。

したがって、以下では、証券会社等とその親子法人等の「営業部門その他の非公開

⁶ 金商業者等監督指針パブコメ回答 54 頁

⁷ 金商業者等監督指針パブコメ回答 61 頁

⁸ 金商業者等監督指針パブコメ回答 61 頁

⁹ 金商業者等監督指針パブコメ回答 60 頁

情報を用いて業務を行う部門」の職員が兼職していることを前提に検討する。

③非共有情報へのアクセス制限（金商業者等監督指針IV-3-1-4(2)⑥イ）

上記②のとおり、証券会社等とその親子法人等の「営業部門その他の非公開情報を用いて業務を行う部門」の職員が兼職する場合、いずれかの法人が管理する非共有情報にかかる顧客を担当し、かかる非共有情報にアクセスすることは認められる。しかし、他の兼職先の法人が管理する非共有情報にアクセスすることは認められない。

この点、筆者は、パブリックコメント期間中、本規定は、営業部門の職員が証券会社等と親子法人等の兼職している場合、いずれかの会社をホームベースとしている（いずれかの法人に主として所属している）ものと考え、ホームベースの管理する非共有情報にはアクセスでき、ホームベースではない兼職先の法人が管理する非共有情報にはアクセスできないことを定めた規定と当局が考えていると伝え聞いた。

しかしながら、パブリックコメント回答では、職員のアクセス制限は、経営判断に基づいてなされるものであり、兼職の有無や対象職員の雇用関係等との間に直接の関係はないものとされている¹⁰。すなわち、上記のいわゆる「ホームベース論」を採用しているものではないとの回答である。

したがって、証券会社等とその親子法人等は、兼職営業職員の雇用関係の状況（すなわち、契約、労働時間の長短、給与の出所、福利厚生の出所等）にかかわらず、非共有情報へのアクセス制限を考えることが可能であるということである。

以上に鑑みると、たとえば、証券会社等とその親銀行は、極端に言えば、営業職員を全員兼職させることも可能となる。ただし、登録金融機関と証券会社について、二重の外務員登録をすることは金商法において禁じられている（金商法64条の2第1項3号において、登録申請者以外の金融商品取引業者等または金融商品仲介業者に所属する外務員として登録されている者が外務員登録をすることが登録拒否事由とされている。）ので、親銀行が登録金融機関として登録金融機関業務を行っている場合には、その担当部署の職員については兼職が認められない¹¹。もっとも、その場合は、「証券会社等の管理する非共有情報のみアクセスできる営業職員」と「親銀行の管理する非共有情報にのみアクセスできる営業職員」の2種類の営業職員に分ける必要がある。どちらの非共有情報にアクセスできるかは、上記のとおり経営判断により決めることが可能である。オプトアウトされていない法人顧客の非公開情報およびオプトインされた顧客の非公開情報については、どちらの非共有情報にアクセス権を有する兼職営業職員でもアクセスすることができる。

④非共有情報を用いた勧誘制限（金商業者等監督指針IV-3-1-4(2)⑥ロ）

本規定は、パブリックコメント案では、「当該職員が、そのアクセスできる非共有情報を管理する法人等以外の法人等が非共有情報を管理する顧客に対して、勧誘等を

¹⁰ 金商業者等監督指針パブコメ回答 59 頁

¹¹ 金商業者等監督指針パブコメ回答 74 頁、80 頁

行わないこと。」と規定されていた。

このパブリックコメント案に対しては、当該役職員がその情報にアクセスできない顧客であれば、他の法人等が非共有情報を管理する顧客であるかどうかについて営業部門の職員は認識できない。また、非共有情報にアクセスできない措置を講じていれば、その情報を利用して勧誘等を行うことはできないことから、本規定の措置は削除すべきだとのコメントが寄せられた¹²。

かかるコメントを受けて、本規定は、「当該役職員が、そのアクセスできる非共有情報を管理する法人等以外の法人等が非共有情報を管理する顧客に対して、当該非共有情報を用いて勧誘等を行わないこと。」（下線は筆者）と修正された。

すなわち、営業部門の「職員」だけでなく、「役員」についても本規定の規制に服する。また、営業部門の役職員が非共有情報のアクセス権を有しない兼職先の法人の非共有情報に係る顧客に対しては、当該非共有情報を用いなければ、勧誘することが可能である。

なお、証券会社籍にいる営業職員が銀行の職員を兼職している場合において、当該職員がオプトアウトした証券会社の法人顧客（業府令153条2項参照）に対して仕組み預金等銀行商品を勧誘することが可能であるかが問題となるが、銀行職員と兼職する証券会社の職員が、オプトアウトされた証券会社の顧客の非公開情報を用いて、当該顧客に銀行業務にかかる商品を勧誘することは、金商法153条1項8号に抵触するおそれがある¹³。

2. 金融審報告書

金融審報告書24頁においては、上記1の「2008年に、銀行・証券会社間では事後届出により役職員の兼職が認められたが、非公開情報を用いて業務を行う部門を兼職している役職員には、いずれか一方の管理する非公開情報にしかアクセスできない等の規制が適用されることとなった（いわゆるホームベースルール）。本規制は、事前予防的措置である情報授受規制の更なる事前規制であるとも考えられることから、役職員の兼職規制の見直しの趣旨が確保されるよう、本規制の撤廃を行うことが適当である」との意見が出された。

¹² 金商業者等監督指針パブコメ回答 61 頁

¹³ 金商業者等監督指針パブコメ回答 80 頁

○金融審報告書24頁

Ⅱ. 国内顧客に関する銀証ファイアーウォール規制

3. 制度見直しのあり方

(2) 情報授受に関する規制等のあり方

③その他関連する規制

(i) ホームベースルール

2008年に、銀行・証券会社間では事後届出により役職員の兼職が認められたが、非公開情報を用いて業務を行う部門を兼職している役職員には、いずれか一方の管理する非公開情報にしかアクセスできない等の規制が適用されることとなった（いわゆるホームベースルール）。本規制は、事前予防的措置である情報授受規制の更なる事前規制であるとも考えられることから、役職員の兼職規制の見直しの趣旨が確保されるよう、本規制の撤廃を行うことが適当である81,82。

脚注81 ホームベースルールの撤廃に関しては、情報授受規制の緩和と併せて行うものであることから、十分な影響の検証やモニタリングが必要との意見があった。

脚注82 ホームベースルールの撤廃に伴い、“Need to know”原則の徹底等、適切な情報管理の確保を図る観点から、兼職者に対する必要な留意点について、監督指針等で示すことが考えられる。

3. 改正金商業者等監督指針

上記2の金融審報告書では、いわゆるホームベースルールの撤廃の意見が出されたが、改正金商業者等監督指針においても、以下のとおりホームベースルール自体は維持され、一部緩和・一部厳格化が行われている。

(1) ホームベースルールの維持される部分

「証券会社等又は非公開情報の授受を行う親子法人等の営業部門その他の非公開情報を用いて業務を行う部門の役職員が、いずれか一の法人等においてアクセスできる非共有情報を利用して、当該法人等以外の法人等の役職員として顧客に対する勧誘等を行わないことを確保するための措置」（改正前の金商業者等監督指針IV-3-1-4（2）⑥に相当する措置）は基本的に維持される。

(2) 緩和される部分

ア. 非共有情報へのアクセス禁止の一部撤廃

改正前の金商業者等監督指針IV-3-1-4（2）⑥イの「当該職員が、当該証券会社等又は非公開情報の授受を行う親子法人等のうち、一の法人等が管理する非共有情報以外の非共有情報にアクセスできないこと。」に相当する措置は一部撤廃される。

証券会社等とその親子法人等の兼職者が兼職先の非共有情報にアクセスすること自体は許容されるものと考えられる。

この結果、銀行・証券の兼職者が非共有情報に係る顧客を銀行・証券の双方で担当すること、及び、銀行商品の勧誘及び証券商品の勧誘を行うことは、誤認防止を適切に行い、一方の非共有情報の他方の業務での勧誘への利用を行わない限りは、従前のような制限はないことになる（PC44）。

また、証券会社等又は非公開情報の授受を行う親子法人等において、複数の法人等の営業部門その他の非公開情報を用いて業務を行う部門の役職員としての立場を有する役職員が、一の法人等の立場で非共有情報を受領し認識したことをもって直ちに他の法人等が当該非共有情報を受領したり、利用したりしたとみなされるものではなくなる（PC46）。

さらに、持株会社Xと傘下の証券会社Aの内部管理部門以外の部門に属する兼職者は、（1）証券会社Aの職員の立場で証券会社Aの非共有情報にアクセスし、証券会社Aの業務上利用すること、（2）持株会社Xの職員の立場で、持株会社Xが傘下の銀行Bから経営管理目的で受領した非共有情報にアクセスし、持株会社Xとしての経営管理の業務上利用すること（当該兼職者が当該非共有情報を証券会社Aに提供せず、兼職先である証券会社Aの業務上利用しないことが前提）、及び（3）持株会社Xの職員の立場で、持株会社Xが証券会社Aから経営管理目的で受領した非共有情報にアクセスし、持株会社としての経営管理の業務上利用すること（当該兼職者が当該非共有情報を銀行Bに提供しないことが前提。当該兼職者は、証券会社Aの非共有情報について、証券会社Aの職員と持株会社Xの職員の双方の立場でアクセス・利用が可能であるが、持株会社Xの職員の立場でアクセス・利用が可能な証券会社Aの非共有情報は、持株会社Xが経営管理目的で証券会社Aから受領した非共有情報に限定する前提）の全てが、同時に可能となる（PC45）。

これに対して、当該他の兼職先における業務に関して顧客や役職員等（当該兼職者と同様に兼職を行っている者を除く。）に伝えるといった行為は、これら法人間における非共有情報の授受に該当するものとされている。「当該兼職者と同様に兼職を行っている者」を除く趣旨は、兼職先を同じくする役職員に対して当該同じ兼職先の業務のために非共有情報を伝えたからといって直ちに当該役職員の他の兼職先が当該情報を受領したとはみなされないためであり、こうした場合に限らず兼職形態が同じ兼職者同士では非共有情報の伝達が自由に行えるという趣旨ではない（PC48）。

イ. 既知の非共有情報の除外

改正後の金商業者等監督指針IV-3-1-4（2）⑥では、非共有情報が「当該法人等以外の法人等が同様の情報を有していない場合」に限定される。要するに、非共有情報にアクセスできない法人（証券会社等又はその親子法人等）が既に当該非共有情報を取得・保有している場合には非共有情報から除外される。

(3) 厳格化される部分

ア. Need to Know原則

上記(2)アのとおり、証券会社等とその親子法人等の兼職者が兼職先の非共有情報にアクセスすること自体は許容されることになるが、Need to Know 原則(顧客等に関する情報へのアクセス及びその利用は業務遂行上の必要性のある役職員に限定されるべきという原則(改正金商業者等監督指針Ⅲ-2-4(1)①参照))を踏まえ、そもそも兼職者による業務遂行上の必要性のない情報へのアクセスや兼職者間での当該情報の利用が行われないことを確保するための態勢が整備されているかという点にも留意する必要がある。

イ. いずれの兼職先の非共有情報が適切に判定

兼職者が新たに非公開情報を取得した場合、当該兼職者のいずれの兼職先の法人等において取得した非公開情報として取り扱うか、取得に至った経緯や顧客の認識を踏まえ、適切に判定しなければならない。

兼職者と顧客とのコミュニケーションが、兼職先の両社に連携していることを前提とした文脈・経緯であって、この点が顧客にも認識されていることが明らかであれば、兼職先の両社が取得した情報であると解することも可能である(PC43)。

また、例えば、兼職者が顧客とコミュニケーションを取る際に、「自身は兼職者であり、貴社の情報は兼職先である証券と銀行の両社で共有させていただきたいが、もし情報の共有先を、証券あるいは銀行のみとされたい場合には申し出いただきたい」旨をあらかじめ明示し、特段の申出がないまま、取引が進行していく場合には、兼職先の両社が取得した情報であることがより明確になる(PC43)。

ウ. いずれの兼職先の非共有情報が適切に判定・研修

兼職者が新たに非公開情報を取得した場合、当該兼職者のいずれの兼職先の法人等において取得した非公開情報として取り扱うか、取得に至った経緯や顧客の認識を踏まえ、適切に判定しなければならない。

また、こうした手続きについて、兼職者への研修の実施等により、周知徹底を図らなければならない。

改正前	改正後
<p>IV-3-1-4 親子法人等との非公開情報の授受</p> <p><u>(2) 親子法人等との非公開情報の授受に係る留意事項</u></p> <p>証券会社等が、金商業等府令第153条第1項第7号及び第8号並びに同条第2項に基づき、親子法人等との間で顧客の非公開情報の授受を行うに当たっては、Ⅲ-2-4のほか、以下の点に留意する必要がある。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 証券会社等又は非公開情報の授受を行う親子法人等の営業部門その他の非公開情報を用いて業務を行う部門の役職員について、以下の措置が講じられているか。</p> <p><u>イ. 当該職員が、当該証券会社等又は非公開情報の授受を行う親子法人等のうち、一の法人等が管理する非共有情報以外の非共有情報にアクセスできないこと。</u></p> <p><u>ロ. 当該役職員が、そのアクセスできる非共有情報を管理する法人等以外の法人等が非共有情報を管理する顧客に対して、当該非共有情報を用いて勧誘等を行わないこと。</u></p>	<p>IV-3-1-4 親子法人等との非公開情報の授受</p> <p><u>(4) 親子法人等との非公開情報の授受に係る留意事項</u></p> <p>証券会社等が、金商業等府令第153条第1項第7号及び第8号並びに同条第2項に基づき、親子法人等との間で顧客の非公開情報の授受を行うに当たっては、Ⅲ-2-4のほか、以下の点に留意する必要がある。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 証券会社等又は非公開情報の授受を行う親子法人等の営業部門その他の非公開情報を用いて業務を行う部門の役職員が、いずれか一の法人等においてアクセスできる非共有情報(当該法人等以外の法人等が同様の情報を有していないものに限る。)を利用して、当該法人等以外の法人等の役職員として顧客に対する勧誘等を行わないことを確保するための措置が講じられているか。</p> <p><u>なお、証券会社等とその親子法人等の兼職者が、いずれかの兼職先の法人等が有する非共有情報(他の兼職先が同様の情報を有していないものに限る。)を当該他の兼職先における業務に関して顧客や役職員等(当該兼職者と同様に兼職を行っている者を除く。)に伝えるといった行為は、これら法人間における非共有情報の授受に該当する。加えて、Need to Know 原則(Ⅲ-2-4(1)①参照)を踏まえ、そもそも兼職者による業務遂行上の必要性のない情報へのアクセスや兼職者間での当該情報の利用が行われないことを確保するための</u></p>

	<p><u>態勢が整備されているかという点にも留意する必要がある。</u></p> <p><u>また、兼職者が新たに非公開情報を取得した場合、当該兼職者のいずれの兼職先の法人等において取得した非公開情報として取り扱うか、取得に至った経緯や顧客の認識を踏まえ、適切に判定するものとする。</u></p> <p><u>さらに、こうした手続きについて、兼職者への研修の実施等により、周知徹底を図るものとする。</u></p>
--	---

4. 外務員の二重登録禁止規制

登録金融機関と証券会社について、二重の外務員登録をすることは金商法において禁じられている（金商法64条の2第1項3号において、登録申請者以外の金融商品取引業者等または金融商品仲介業者に所属する外務員として登録されている者が外務員登録をすることが登録拒否事由とされている。）ので、親銀行が登録金融機関として登録金融機関業務を行っている場合には、証券会社等と親銀行双方の外務員登録を要する業務の兼職は認められない。

すなわち、銀行の登録金融機関業務を行うために銀行において外務員登録をしている兼職営業職員は、銀行の全ての業務および証券会社等の外務員登録が必要な金融商品取引業（金商法64条1項）以外の業務を行うことができる。

これに対して、証券会社等において、外務員登録をしている兼職営業職員は、証券会社等の全ての業務および銀行の登録金融機関業務以外の業務を行うことができる。

金融審報告書では、以下のとおり、外務員の二重登録規制について見直しの必要性を含め、今後更に議論を行うものとされているが、今回の金商業等府令の改正においては、証券会社等又は非公開情報の授受を行う親子法人等の営業部門その他の非公開情報を用いて業務を行う部門の役職員が、いずれか一の法人等においてアクセスできる非共有情報を利用して、当該法人等以外の法人等の役職員として顧客に対する勧誘等を行うことは禁止されるままであるので、外務員の二重登録禁止規制についての見直しはなされていない。

○金融審報告書24頁

Ⅱ. 国内顧客に関する銀証ファイアーウォール規制

3. 制度見直しのあり方

(2) 情報授受に関する規制等のあり方

③その他関連する規制

(ii) 外務員の二重登録禁止規制

金商法では、金商業者等の役員又は使用人が当該金商業者等のために有価証券の売買等を行う場合、外務員としての登録が必要となっている。外務員は、その所属する金商業者等を代理して行為する権限を有するものとみなされており、登録拒否要件により同時に複数の金商業者等（例えば、証券会社と登録金融機関）に所属することはできず、1社専属制となっている。本規制 について見直しの検討を行う場合には、責任の所在が不明確になることの問題点や、どのような誤認防止措置が 考えられるか 等の論点について検討を行う必要がある。

そのため、本規制 については、その見直しの必要性を含め、今後更に議論を行う必要がある。

第5. 非公開情報を取り扱う部門と非公開情報を取り扱わない部門との間の非公開情報の漏えい防止措置

1 改正前監督指針

改正前金商業者等監督指針 IV-3-1-4(2)⑦は、人事異動時の取扱いについて以下のとおり定める。

非公開情報を取り扱う各部門と非公開情報を取り扱わない各部門との間の人事異動等に際し、非公開情報が漏えいしないような措置（守秘義務規定の整備及び資料管理等）が講じられているか。また、例えば、証券会社等において非共有情報を取り扱う営業部門その他の非公開情報を用いて業務を行う部門とその親子法人等の営業部門その他の非公開情報を用いて業務を行う部門との間の人事異動等に際しても、同様の措置が講じられているか。

「非公開情報を取扱う各部門」には営業部門等のほか、内部管理部門も含まれることに留意する必要がある。「非公開情報を取扱わない部門」としては、人事・総務等の部門が該当する。これに対して、「営業部門その他の非公開情報を用いて業務を行う部門」には、内部管理部門は含まれない。

なお、本規定は、金商業者等監督指針 IV-3-1-4(3)③口の「内部管理部門等とそれ以外の部門の間の人事異動に際し、非公開情報が漏洩しないような措置（守秘義務規定の整備及び資料管理等）を講じていること。」に近似している（下記第6参照）。

金商業者等監督指針 IV-3-1-4(2)⑦は、(i)「非公開情報を取扱う部門」と「非公開情報を取扱わない部門」の間の人事異動、および、(ii)証券会社等とその親子法人等の「非共有情報を取り扱う営業部門その他の非公開情報を用いて業務を行う部門」の間の人事異動について定めた規定である。これに対して、金商業者等監督指針 IV-3-1-4(3)③口は、「内部管理部門等」と「それ以外の部門」（営業部門等非公開情報の管理を行う責任者等以外の部門）の間の人事異動について定めた規定であり、人事異動の対象が異なる。

しかしながら、求められる措置は、「非公開情報が漏洩しないような措置（守秘義務規定の整備及び資料管理等）を講じること」であり同一である。

2 改正後監督指針

改正後の金商業者等監督指針 IV-3-1-4(2)⑦においては、「非公開情報を取扱う部門」と「非公開情報を取扱わない部門」の間の人事異動において「非公開情報が漏えいしないような措置」として例示されていた「守秘義務規定の整備及び資料管理等」が削除されている。もっとも、改正後もこれらの措置には限られないが、「守秘義務規定の整備及び資料管理等」が「非公開情報が漏えいしないような措置」に該当すると思われる。

また、改正後の金商業者等監督指針 IV-3-1-4(2)⑦では、証券会社等とその親子法人等の「非共有情報を取り扱う営業部門その他の非公開情報を用いて業務を行う部門」

の間で「人事異動等に際して」という文言が削除されており、「人事異動等」に限られなくなる。これは、「非公開情報が漏えいしないような措置」が「人事異動等」に限られず、証券会社等とその親子法人等の「非共有情報を取り扱う営業部門その他の非公開情報を用いて業務を行う部門」の間に適用される趣旨ではないかと思われる。

なお、①「非公開情報を取扱う部門」と「非公開情報を取扱わない部門」の間の人事異動及び②証券会社等とその親子法人等の「非共有情報を取り扱う営業部門その他の非公開情報を用いて業務を行う部門」の間において、「非公開情報の漏えいや非公開情報を利用した不正行為が疑われる事象について、適切な検証を実施するための態勢が整備」が新たに態勢整備として求められることが明記されている。

現行	改正案
<p>IV-3-1-4 親子法人等との非公開情報の授受</p> <p><u>(2) 親子法人等との非公開情報の授受に係る留意事項</u></p> <p>証券会社等が、金商業等府令第 153 条第 1 項第 7 号及び第 8 号並びに同条第 2 項に基づき、親子法人等との間で顧客の非公開情報の授受を行うに当たっては、Ⅲ-2-4 のほか、以下の点に留意する必要がある。</p> <p>⑦ 非公開情報を取り扱う各部門と非公開情報を取り扱わない各部門との間の人事異動等に際し、非公開情報が漏えいしないような措置 <u>(守秘義務規定の整備及び資料管理等)</u> が講じられているか。また、例えば、証券会社等において非共有情報を取り扱う営業部門その他の非公開情報を用いて業務を行う部門とその親子法人等の営業部門その他の非公開情報を用いて業務を行う部門と <u>の間の人事異動等に際しても</u>、同様の措置が講じられているか。</p>	<p>IV-3-1-4 親子法人等との非公開情報の授受</p> <p><u>(4) 親子法人等との非公開情報の授受に係る留意事項</u></p> <p>証券会社等が、金商業等府令第 153 条第 1 項第 7 号及び第 8 号並びに同条第 2 項に基づき、親子法人等との間で顧客の非公開情報の授受を行うに当たっては、Ⅲ-2-4 のほか、以下の点に留意する必要がある。</p> <p>⑦ 非公開情報を取り扱う各部門と非公開情報を取り扱わない各部門との間の人事異動等に際し、非公開情報が漏えいしないような措置が講じられているか。また、例えば、証券会社等において非共有情報を取り扱う営業部門その他の非公開情報を用いて業務を行う部門とその親子法人等の営業部門その他の非公開情報を用いて業務を行う部門とも、同様の措置が講じられているか。<u>さらに、非公開情報の漏えいや非公開情報を利用した不正行為が疑われる事象について、適切な検証を実施するための態勢が整備されているか。</u></p>

第6. 内部管理部門等と営業部門その他の非公開情報を利用して業務を行う部門の職員との間の兼務の禁止の例外

金商業等府令 153 条 1 項 7 号ト（電子情報処理組織の保守及び管理を行うために必要な情報を受領し、又は提供する場合）・リ（内部の管理及び運営に関する業務の全部又は一部を行うために必要な情報を受領）においては、一定の漏えい防止措置を講ずることにより、発行者等の事前の書面による同意（改正後は電磁的記録による方法による同意も）なしに、証券会社等（有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者）とその親子法人等との間で発行者等の非公開情報の提供・受領ができることになる。

これにより、証券会社等及びその親子法人等の電子情報処理組織の保守・管理又は内部の管理及び運営に関する業務（「内部管理業務等」）を行う部門（「内部管理部門等」）では、役職員の兼職が可能となる。

金商業者等監督指針 IV-3-1-4（3）③イ（改正後は IV-3-1-4（5）③イ）では、証券会社等の「内部管理部門等」と「営業部門その他の非公開情報を利用して業務を行う部門」の職員の間で兼務を認めないこととされている。

改正後改正後は IV-3-1-4（5）③イでは、内容に変更はないが、注意書きが追加され、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る業務その他の金融犯罪防止に関する関係法令等の遵守管理に関する業務」は、「法令遵守管理に関する業務」（金商業等府令 153 条 3 項 1 号等）に当たるところ、営業部門において当該業務を担当する者が配置されている場合、当該業務のため非公開情報を取り扱う限りにおいて、当該担当者も内部管理部門等に該当するものとし、かかる内部管理部門等と営業部門の職員の兼務まで禁じるものではないことが明記された。

ただし、当該担当者が当該業務以外の業務のためには本来アクセスできなかった非公開情報を内部管理部門等以外の他の役職員（例えば営業部門の現場担当者）に漏えいしたり、当該非公開情報を当該業務以外の目的（例えば営業目的）で利用したりしないことを確保するための措置（IV-3-1-4（4）⑥⑦参照）が講じられている必要があることに留意することとされている。

当該措置としては、金商業者等監督指針 IV-3-1-4（4）⑥⑦も踏まえつつ、金商業等府令 153 条 1 項 7 号及び 8 号等の情報授受等に関する規制を遵守し、また、Need to Know 原則に基づき適切な情報管理を行うために、実効的なものとする必要があり、例えば営業部門の職員が非公開情報を取得し又は共有する際にコンプライアンス部門等が管理するシステムを用いることや、メール等の当該システム外で共有する際にはコンプライアンス部門等の専従者のメールアドレスを CC に追加すること等が考えられる（PC58）。

現行	改正案
<p>IV-3-1-4 親子法人等との非公開情報の授受</p> <p><u>(3)</u> 内部管理業務等を行うために必要な非公開情報の授受に係る留意事項</p> <p>証券会社等と当該証券会社等の親子法人等は、電子情報処理組織の保守・管理又は内部の管理及び運営に関する業務（以下<u>(3)</u>において「内部管理業務等」という。）を行う部門（以下<u>(3)</u>において「内部管理部門等」という。）から非公開情報が漏えいしない措置を的確に講じている場合には、金商業等府令第153条第1項第7号ト又はりに基づき、内部管理業務等を行うために必要な非公開情報（非共有情報を含む。）の授受（内部の管理及び運営に関する業務については、証券会社等から特定関係者以外の親子法人等に提供する場合を除く。また、子法人等の経営管理に関する業務については、当該証券会社等の子法人等からの受領又は親法人等への提供に限る。）を行うことができるが、その際には、以下の点に留意が必要である。</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ 内部管理部門等において、非公開情報が漏えいしないよう、例えば以下のような措置が的確に講じられているか。</p> <p>イ. 内部管理部門等と、営業部門その他の非公開情報を利用して業務を行う部門の職員との間で、兼務を認めないこと。</p>	<p>IV-3-1-4 親子法人等との非公開情報の授受</p> <p><u>(5)</u> 内部管理業務等を行うために必要な非公開情報の授受に係る留意事項</p> <p>証券会社等と当該証券会社等の親子法人等は、電子情報処理組織の保守・管理又は内部の管理及び運営に関する業務（以下<u>(5)</u>において「内部管理業務等」という。）を行う部門（以下<u>(5)</u>において「内部管理部門等」という。）から非公開情報が漏えいしない措置を的確に講じている場合には、金商業等府令第153条第1項第7号ト又はりに基づき、内部管理業務等を行うために必要な非公開情報（非共有情報を含む。）の授受（内部の管理及び運営に関する業務については、証券会社等から特定関係者以外の親子法人等に提供する場合を除く。また、子法人等の経営管理に関する業務については、当該証券会社等の子法人等からの受領又は親法人等への提供に限る。）を行うことができるが、その際には、以下の点に留意が必要である。</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ 内部管理部門等において、非公開情報が漏えいしないよう、例えば以下のような措置が的確に講じられているか。</p> <p>イ. 内部管理部門等と、営業部門その他の非公開情報を利用して業務を行う部門の職員との間で、兼務を認めないこと。</p> <p><u>(注) もっとも、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る業務その他の金融犯罪防止に関する関係法令等の遵守管理に関する業務は、「法令遵守管理に関する業務」（金商業等府令第</u></p>

<p>ロ. ~ハ. (略)</p>	<p><u>153 条第 3 項第 1 号等) に当たるところ、営業部門において当該業務を担当する者が配置されている場合、当該業務のため非公開情報を取り扱う限りにおいて、当該担当者も内部管理部門等に該当するものとし、かかる内部管理部門等と営業部門の職員の兼務まで禁じるものではない。</u></p> <p><u>ただし、当該担当者が当該業務以外の業務のためには本来アクセスできなかった非公開情報を内部管理部門等以外の他の役職員（例えば営業部門の現場担当者）に漏えいしたり、当該非公開情報を当該業務以外の目的（例えば営業目的）で利用したりしないことを確保するための措置（IV-3-1-4（4）⑥⑦参照）が講じられている必要があることに留意する。</u></p> <p>ロ. ~ハ. (略)</p>
-------------------	---

第7. メールの誤送信時の対応（非公開情報の「提供」「受領」）

今回の改正には関係ないが、パブコメ回答（PC38）でメール誤送信時の対応（非公開情報の「提供」「受領」）に関して重要な判断が示された。

（質問）

オプトインをしていない顧客又はオプトアウトした顧客に関する非公開情報（以下「非共有情報」という。）を含むメールが、同じ金融グループに所属する銀行・証券会社間で誤って送受信されてしまう事が時に発生する。これが証券会社と親法人等・子法人等との間の非共有情報の「受領…又は…提供」（金商業等府令第153条第1項第7号柱書）ということになれば、法令等に反する行為となってしまうが、こうした誤送信事例のうち以下のような場合には、ファイアーウォール規制の趣旨に鑑み、実質的に「受領…又は…提供」がなかったと判断できることを認めていただきたい。

（1）誤送信者による対応の結果、実際には情報漏洩が生じない場合：

（A）誤送信者が送信後すぐに気づき誤送信先の役職員に連絡した結果、当該メールが開封（プレビュー機能によって閲覧可能な状態となったことも含む。以下同じ。）されることなく、速やかに削除された場合。

（B）誤送信者がメーリング・システムの「リコール」機能を用いて送信取消を行い、その結果、当該取消成功（誤送信先の役職員が開封する前に取消が行われたことの証明）のシステムによる確認メールを受信した場合。

（C）いずれの場合も、誤送信の事実が内部管理部門に対して削除等の対応の事前又は事後に報告され、内部管理部門において当該メールが未開封のまま削除されていること（事前に報告を受けた内部管理部門が当該メールの内容を確認し、システム担当者又は誤送信者に指示して未開封のまま削除させることを含む。）が確認され、誤送信事案として記録されているものとする。

（2）誤送信先であるメールの受信者による対応の結果、実際には情報漏洩が生じない場合：

（A）受信者が、メールのタイトルから受け取るべきではないメールであると判断し、当該メールを開封することなく削除した場合。

（B）受信者に、ファイアーウォール規制上非公開情報の授受が認められている受信者と認められていない受信者がいる場合で、後者の受信者が誤送信メールを開封する前に前者の受信者が誤送信に気づいて誤送信者に連絡し、(i) 誤送信者がリコールを行う（その後誤送信者はリコール完了確認メールを受信）、又は(ii) 誤送信者が受信者に対して誤送信メールを開封せずに削除するよう依頼する場合（その後受信者は当該メールを未開封のまま削除）。

（C）いずれの場合も、誤送信の事実が内部管理部門に対して削除等の対応の事前又は事後に報告され、内部管理部門において当該メールが未開封のまま削除されていること（事前に報告を受けた内部管理部門が当該メールの内容を確認し、システム担当

者又は受信者に指示して未開封のまま削除させることを含む。)が確認され、誤送信事案として記録されているものとする。

(3) 非公開情報を含む添付書類のパスワード保護により情報漏洩を阻止できた場合：

(A) 誤送信メール内に非公開情報を含むパスワード付き添付書類があり、パスワード通知が行われる前に当該メールの削除が行われた場合。具体的には、当該メール自体は誤送信先の役職員に開封されてしまったがパスワード保護により非公開情報に触れる前に速やかに削除されており、当該誤送信メールの本文には非公開情報又はそれを推知させる情報がない、パスワード通知のメール送信がなされていない、などの状況を削除等の対応の事前又は事後に報告を受けた内部管理部門が確認し、誤送信事案として記録した場合。

(回答)

いかなる行為があった場合に金商業等府令第 153 条第 1 項第 7 号の「受領」又は「提供」に該当するかについては、個別事例ごとに事実関係に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、ご質問の各場合のように、非公開情報が記載されたメールや添付ファイルが受信者において閲覧される前に削除等されており、その旨が内部管理部門において確認され事後検証可能な状態で記録されている場合には、「受領」又は「提供」には至っていないものと考えられます。

本パブコメ回答により、①非公開情報が記載されたメールや添付ファイルが受信者において閲覧される前に削除等されており、②その旨が内部管理部門において確認され事後検証可能な状態で記録されている場合には、非公開情報の「受領」又は「提供」に至っていないものと解釈されることになった。

「いかなる行為があった場合に金商業等府令第 153 条第 1 項第 7 号の「受領」又は「提供」に該当するかについては、個別事例ごとに事実関係に即して実質的に判断される」と記載されているとおり、上記の場合以外の場合(例えば、非公開情報が記載されたメールや添付ファイルが受信者において閲覧された場合が速やかに削除され、当該受信者において非公開情報について秘密保持する旨誓約する場合)でも、個別具体的な事情によっては、非公開情報の「受領」又は「提供」に該当しないという判断もあり得ると考えられる。